

令和4年度修正

石垣市地域防災計画

新旧対照表

石垣市地域防災計画 令和4年度修正 新旧対照表 <<第1編 共通編>>

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<<第1編 基本編>>			
第1編 基本編	中表紙～	第1編 共通編	県計画構成変更に伴う修正
<p>第3節 防災計画の見直しと推進</p> <p>1 防災計画の効果的推進 （中略）</p> <p>(9) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。</p>	1-2	<p>第3節 防災計画の見直しと推進</p> <p>1 防災計画の効果的推進 （中略）</p> <p>(9) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、男女共同参画の視点から女性の占める割合を高めるとともに、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
<p>2 防災計画の整合性の確保</p> <p>(1) 防災計画間の整合</p> <p>市、県及び指定地方公共機関は、防災計画間の必要な調整、県から本市に対する助言等を通じて、本計画、防災業務計画、県地域防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。</p> <p>また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。</p>	1-3	<p>2 防災計画の整合性の確保</p> <p>(1) 防災計画間の整合</p> <p>市、県及び指定地方公共機関は、防災計画間の必要な調整、県から本市に対する助言等を通じて、本計画、防災業務計画、県地域防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。</p> <p>また、石垣市のしなやかな地域づくりのあり方を示す石垣市国土強靱化地域計画の指針を踏まえるとともに、その他の計画（石垣市総合計画、各種マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。</p>	防災危機管理課による独自修正
<p>(2) 防災関係法令との整合</p> <p>防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の</p>	1-3	<p>(2) 防災関係法令との整合</p> <p>防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の</p>	防災危機管理課による独自修正

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。</p>		<p>防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。</p> <p>なお、防災基本計画において、『津波の危険が予想される市町村は、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う』ことが定められている。市においては、総務省消防庁が策定した「市町村における津波避難計画策定指針」に基づき、それらを本計画で位置づけていることから、本計画を津波避難計画としても運用するものとする。</p>	
<p>3 地勢地質</p> <p>地形は、ほぼ長方形を基本に北東部並びに北西部に半島が突出しており、東西に走る於茂登連山を軸に、大小の河川、丘陵部、平野部が南東から南西に広がっている。</p> <p>地質の構造は複雑であり、古生層、石灰岩、火成岩、洪積岩、沖積層及び海成砂礫などが多様に分布している。</p>	1-3	<p>3 地勢・地質・森林・河川の状況</p> <p>地形は、ほぼ長方形を基本に北東部並びに北西部に半島が突出しており、東西に走る於茂登連山を軸に、大小の河川、丘陵部、平野部が南東から南西に広がっている。</p> <p>地質の構造は複雑であり、古生層、石灰岩、火成岩、洪積岩、沖積層及び海成砂礫などが多様に分布している。</p> <p>本市における森林面積（沖縄の森林・林業。令和4年版による。）は、市土総面積22,915haの39%に相当する8,963haで、内訳は民有林8,963haとなっており、森林のもつ多面的役割はますます重要視されている。しかしながら、毎年襲来する台風、集中豪雨等により林地崩壊が多発し、多大な被害を及ぼしている。</p> <p>地形は、ほぼ長方形を基本に北東部並びに北西部に半島が突出しており、東西に走る於茂登連山を軸に、大小の河川、丘陵部、平野部が南東から南西に広がっている。</p> <p>また、位置的にも毎年襲来する台風の通過コ</p>	<p>県計画 R3 修正に沿った修正 （現行計画3章より移動）</p>

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
		<p>ースとなっているため、豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多い。</p> <p>なお、県管理の2級河川として3水系5河川、石垣市管理の準用河川として6水系6河川が指定されている。</p>	
<p>第4節 石垣市の概況 【自然条件】 4 気候・気象・地震活動の自然災害 【社会条件】 1 人口 平成17年の国勢調査の人口は、45,183人であるが、平成22年の国勢調査による人口は、46,922人であり、1,739人の増となっている。なお、平成27年1月1日現在の住民登録人口は、48,927人となっている。</p> <p>2 居住状況 平成26年1月1日現在の本市における建物棟数（課税家屋）は、12,908棟である。このうち木造家屋は9.4%にあたる1,207棟である。（平成26年度「統計いしがき」より）</p> <p>3 交通事情 国道390号、主要地方道をはじめとする県道8本で環状、東西、南北に幹線道路のネットワークを形成している。12時間交通量が10,000台を超えるのは市街地の八島町（国道390号）1ヶ所のみである。 市街地では、道路の幅員が狭く、路上駐車があると、災害時における混乱が予想される。</p>	1-4	<p>第4節 石垣市の概況 【自然条件】 4 気候・気象の状況 【社会条件】 人口 平成27年の国勢調査の人口は、47,564人であるが、令和2年の国勢調査による人口は、47,637人であり、73人の増となっている。なお、住民基本台帳によると、令和5年1月31日現在の人口は、49,514人となっている。</p> <p>居住状況 令和2年1月1日現在の本市における建物棟数（課税家屋）は、14,069棟である。このうち木造家屋は9.5%にあたる1,344棟である。（令和2年度「統計いしがき」より）</p> <p>交通事情 国道390号、主要地方道をはじめとする県道8本で環状、東西、南北に幹線道路のネットワークを形成しています。道路情勢調査によると、12時間交通量が10,000台を超える路線はなく、最も混雑度が高い路線も富野大川線（石垣市登野城）で混雑度が1となっています。</p>	時点更新
<p>第5節 災害の想定 （中略）</p>	1-5	<p>第5節 災害の想定 （中略）</p>	地震調査研究推進本部の令和4年3月25

現行版（修正前）	該当頁 (修正版)	修正版	改訂の根拠
		<p>4 その他 令和4年3月25日、政府の地震調査研究推進本部「日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（第二版）」より、南西諸島周辺及び与那国島周辺における将来の巨大地震発生の可能性が示唆された。同評価によると、具体的な震源域や発生頻度は特定できないものの、最大マグニチュード8.0程度の規模の地震発生が想定された。</p>	日発表内容を追記。
<p>第2章 基本方針等 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方 【中略】 1 想定の方 (1) 想定災害 ア 地震・津波 【中略】 なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。</p>	1-15	<p>第2章 基本方針等 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方 【中略】 1 想定の方 (1) 想定災害 ア 地震・津波 【中略】 なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
<p>イ 風水害等 地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂</p>	1-15	<p>イ 風水害等 地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂</p>	県計画 R3 修正に沿った修正（法律名称の正式表記）

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>災害防止法 に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。</p>		<p>災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。) に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。</p>	
<p>第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1) 基本理念 ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他 の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p>	1-18	<p>第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1) 基本理念 ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p>	<p>県計画 R3 修正に沿った修正（要配慮者に関する項目追加）</p>
<p>第3節 本市の特殊性等を考慮した重要事項 1 離島の条件不利性 ア 消防広域化、消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの共同整備 （中略） 2 沖縄県における消防常備化率、消防団員数の水準 本市では、消防常備化率 100%、消防団員数の人口比率が 0.16%、自主防災組織カバー率 95.4%となっている（平成 27 年 4 月現在）。今後も、県と連携し、防災体制・対策の充実・強化に努める。 （中略）</p>	1-20	<p>第3節 本市の特殊性等を考慮した重要事項 1 離島の条件不利性 ア 消防広域化 （中略） 2 沖縄県における消防常備化率、消防団員数の水準 本市では、消防常備化率 100%、消防団員数の人口比率が 0.18%、自主防災組織カバー率は令和 5 年 1 月末現在で 91.9%となっている（5 年後目標値は 97.2%） 今後も、県と連携し、防災体制・対策の充実・強化に努める。 （中略） ウ 地区避難計画・ハザードマップ・要配慮者</p>	<p>デジタル化や指令センターは整備済のため</p> <p>時点更新</p>

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
ウ 地区避難計画・ハザードマップ・要配慮者避難支援プラン等の作成支援・防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備		避難支援プラン（全体計画及び個別避難計画）等の作成支援・防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
第4節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 指定地方行政機関 (3) 石垣島地方気象台 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。	1-21	第4節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 指定地方行政機関 (3) 石垣島地方気象台 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。	
第5節 市民等の責務 （中略） 2 自治会・自主防災組織 （中略） (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力 (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） (5) 自主防災リーダーの養成	1-24	第5節 市民等の責務 （中略） 2 自治会・自主防災組織 （中略） (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プラン（個別避難計画）の作成協力 (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） (5) 地域防災力強化を目的とした、男女共同参画の視点を取り入れた自主防災リーダーの養成	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
(10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力	1-25	(10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力 (11) 地区防災計画の作成	防災危機管理課による独自修正

※ 第3章災害予防計画については、構成の変更により新旧対照表の形式での記載が難しいため、修正後の文章のみ記載します。

なお、当該修正概要に係る凡例等は以下のとおりとします。（新旧対照表除く）

【凡例】

フォント色

黒フォント→ 石垣市地域防災計画（平成30年3月）の「地震・津波編」をベースとした記載

青フォント→ 石垣市地域防災計画（平成30年3月）の「風水害編」からの引用

赤フォント→ 各防災関係機関及び県庁内各部局の意見、その他軽微な修正等

但し、上記の「黒フォント」、および章・節・項目番号のみの変更については、備考欄への記述をしないものとします。

塗りつぶし色

令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

令和2年度防災基本計画に沿った変更箇所

令和元年度防災基本計画に沿った変更箇所

平成30年度防災基本計画に沿った変更箇所

既存防災基本計画に沿った変更箇所

防災危機管理課による独自修正箇所

【備考欄】

県地：沖縄県地域防災計画（平成30年3月）

防基：防災基本計画

石垣市地域防災計画 令和4年度修正 新旧対照表 <<第1編 基本編 第3章災害予防計画>>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-26	第3章 災害予防計画	
1-26	第1款 災害予防計画の構成 地震、風水害等の自然災害に対して住民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」、「津波避難体制の整備」及び「孤立化に対する防災体制の強化」の5つに区分する。	
1-26	第2款 災害予防計画の推進 1 減災目標 市は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。 (表中)	★ 目標 指標 及び 目標 値(表内 内容)に ついて 市に 確認
1-27	2 緊急防災事業の適用 (2) 石垣市国土強靱化地域計画に位置づけた各種事業の推進 市は、石垣市国土強靱化地域計画において、南ぬ浜町の第2架橋の整備など、災害に強くしなやかな地域づくりの観点から、国等による国土強靱化に資する各種交付金、補助金を活用し、様々な取り組みを位置づけている。今後、目標整備水準とともに整備進捗率を把握しながら、事業時期、箇所を明確化し、事業を推進していく。 (3) その他の法令等の適用	防災危 機管理 課によ る独自 修正
1-27	3 防災研究の推進 市が実施しておくべき地震防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この計画の定めるところによる。	★ 記 載 内 容 に つ い て は 市 に 確 認

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-28	<p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p>国及び地方公共団体は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。</p>	既存防 災基本 計画に 沿った 変更箇 所
1-28	<p>第1款 防災対策に係る土地利用の推進</p> <p>1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針</p> <p>地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 防災上危険な市街地の解消</p> <p>適切な事業の推進により、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。</p> <p>(2) 新規開発に伴う指導・誘導</p> <p>新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。</p> <p>2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施</p> <p>(1) 土地区画整理事業</p> <p>既成市街地及び周辺地域において、住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備に努める。</p> <p>また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により安全な市街地の形成を図る。</p> <p>(2) 市街地再開発事業等</p> <p>ア 市街地及び周辺地域において市街地再開発事業による建築物の共同化、不燃化を促進し避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することで、都市機能の更新及び地域の防災活動の拠点整備を図る。</p>	風水害 対策編 より移 動

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>イ 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。</p> <p>(3) 新規開発に伴う指導 新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。</p>	
1-28	<p>第2款 都市基盤施設の整備</p> <p>1 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針 都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地域については、道路・公園、河川・砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、防災対策を推進する。 市及び県は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</p> <p>2 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施 地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 防災拠点機能の確保 広域避難場所に指定している公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。 また、市役所及び隣接地に予定されている防災公園や八重山病院、消防本部等は、災害応急活動の中心となる中枢防災活動拠点となるため、広域支援部隊等の活動拠点機能を強化するためヘリの臨時離着陸場を確保し、災害医療活動の支援機能、救援物資の中継・分配機能、備蓄拠点機能、情報の発信基地等の機能の強化に努める。特に、旧空港滑走路跡地に建設予定の防災公園を災害時における臨時離着陸場（ヘリポート）候補地として活用を検討する。</p> <p>(2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置 広域避難場所に指定している公園等を計画的に整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。</p> <p>(3) 防災上重要な道路の整備 ア 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方</p>	<p>県計画の表現に伴う修正</p> <p>令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p>防災危機管理課による独自修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。</p> <p>イ 道路施設の整備 道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。 (ア) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。 (イ) 耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。</p> <p>ウ 緊急輸送路ネットワークの形成 道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、広域避難場所等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。</p> <p>エ 広域的な防災拠点機能の確保 公園等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置付ける。</p> <p>オ 道路啓開用資機材の整備 放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。</p> <p>カ 応急復旧体制の確保 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結等に努める。 また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して、定期的な実働訓練に取り組む。</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-30	<p>(4) 港湾・漁港整備事業</p> <p>ア 港湾・漁港整備事業の実施 港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないように、八重山圏域の拠点港である石垣港や漁港等において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。</p> <p>イ 応急復旧体制の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。</p> <p>港湾管理者は、緊急輸送等に必要航路などの機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者に対して防災上重要な施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。</p>	<p>県計画の表現に 変更を伴う 修正</p>
1-30	<p>(5) 空港施設整備事業 空港管理者は、地震・津波、風水害等に際して空港施設の被害を最小限にとどめるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を推進する。</p> <p>ア 装備・資機材等の整備</p> <p>(ア) 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び資機材の整備を図る。 (イ) 担架、医薬品等の救急用資機材の整備を図る。</p> <p>イ 防災組織及び活動体制の整備</p> <p>(ア) 空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。 (イ) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。</p> <p>ウ 防災組織の普及・啓発</p> <p>(ア) 航空に関する防災知識の普及を図る。 (イ) 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。 (ウ) 安全運航の徹底を図るための指導を行う。</p>	<p>県計画の表現に 変更を伴う 修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-30	<p>3 地震に強いまちの形成</p> <p>(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針 今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。</p> <p>ア 不燃化の推進 火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。</p> <p>イ 消防活動困難区域の解消 消防自動車の出入りができる幅員 6 m 以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により消防活動が困難な区域を解消する。</p> <p>ウ 延焼遮断帯等の形成 広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。</p> <p>エ 地震に強い消防水利の確保 消防水利・貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。</p>	<p>県計画の表現に 変更を伴う 修正</p> <p>既存防災基本 計画に沿った 変更箇所</p>
1-31	<p>(2) 火災・延焼予防事業の実施 火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。</p> <p>ア 防火・準防火地域の指定 商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。</p> <p>イ 公営住宅の不燃化推進 市営住宅等の公営住宅については、市街地特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。また、市営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図る。</p> <p>ウ 消防施設等の整備促進 市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。あわせて、消防車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。 また、市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。</p> <p>エ 水防及び救助施設等の整備促進</p>	<p>県計画の表現に 変更を伴う 修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>水防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。</p> <p>(7) 水防施設等 水防法の規定により、県及び水防管理団体は、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。</p> <p>(イ) 流出危険物防除資機材 市、県、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。</p> <p>a 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等 b 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等 c 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等 d 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等水防法の規定により、県及び水防管理団体は、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。</p>	
1-31	<p>4 林野火災予防計画 林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 林野火災対策の推進 市は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。</p> <p>(2) 通報連絡 林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合において関係機関は、以下の連絡系統に従う。</p>	<p>風水害 対策編 より移 動</p> <p>県計画 の表現 変更に 伴う修 正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<div style="text-align: center;"> </div> <p>(3) 林野巡視の強化 林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、森林保全巡視を強化する。</p> <p>(4) 防火施設の整備 地域の実態に即した林野防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水等）の整備を推進し、被害の防止に努める。</p> <p>(5) 林道網の整備 林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに、林野火災の消火作業の推進及び防火線としての役割も大きいことから、その整備を推進する。</p> <p>(6) 出火防止対策 ア 市及び県は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努めるものとする。 イ さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の可能性に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。 ウ 市は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>施を確保するための指導を強化する。</p> <p>エ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。</p> <p>(7) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練</p> <p>ア 国、県及び関係機関と調整しながら、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図るものとする。</p> <p>イ 林野面積の多い地域を対象に、国、県及び関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。</p> <p>(8) 消防施設等の整備 ※第2節 第2款 3(2)「ウ 消防施設等の整備促進」参照</p>	
1-33	<p>5 津波に強いまちの形成</p> <p>津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。</p> <p>(1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。 このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。</p> <p>(2) 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、県が指定する津波災害警戒区域について周知を図り、警戒避難体制の向上を促進する。</p> <p>(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。 ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。</p> <p>(4) 地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。</p>	<p>県計画の表現の修正に伴う修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。</p> <p>(5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。 なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。</p> <p>(6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。</p> <p>(7) 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。</p> <p>(8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p> <p>(9) 社会福祉施設や医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を促進するとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。</p> <p>(10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。</p>	
1-34	第3款 地盤・土木施設等の対策	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-34	<p>1 地盤災害防止</p> <p>(1) 危険性 地盤災害の発生については、宮良川沿いや名蔵湾沿いの低地や埋立地等で液状化の危険性が高い。 また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地における危険性の把握に努める。</p> <p>(2) 対策 都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。 ア 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。 イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。 ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に住民や関係方面への周知・広報に努める。 エ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。 オ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落や液状化のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。</p> <p>(3) 液状化予想地域 大規模地震によって、臨港部で地盤の液状化による噴砂現象の発生が確認されており、液状化が原因と思われる地盤沈下や建物の不等沈下のため被害が発生することが予想されるため、これらのことを念頭におき、建築時の対策に活用する。 【液状化予想区域】 港湾、漁港、美崎町、新栄町、浜崎町、八島町、南ぬ浜町</p>	<p>県計画の表現に 伴う修正</p> <p>令和元年度 防災基本 計画に沿 った変更 箇所</p>
1-34	<p>2 土砂災害予防計画</p> <p>(1) 砂防関係事業 ア 危険箇所 本市は、山地から海岸に至るまでの距離が短いために、急傾斜地や急勾配の溪流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所が88箇所ある。</p>	<p>風水害 対策編 より移 動</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考																																										
	<p>急傾斜及び土石流による危険が予想される区域は、沖縄県水防計画のとおりである。</p> <p>イ 対策 市は、県等と連携、協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土石災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域を指定し、防災対策を講じる。</p> <p>また、土石災害の発生のおそれのある土地の区域について、土石災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用を推進する。</p> <p>(ア) 砂防対策 土石流の発生による危険度の高い溪流から砂防施設の整備を促進し、下流への土石流出の未然防止を図る。また、土石流危険溪流、土石流危険区域及び土石流に対処するために日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について地域住民へ周知を図る。 土石流危険箇所は、次のとおりである。</p> <p>■土石流危険溪流（Ⅰ）</p> <table border="1" data-bbox="465 810 1637 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">溪流名 (河川名)</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">溪流概況</th> <th colspan="2">保全対策</th> </tr> <tr> <th>溪流長 (km)</th> <th>流域面積 (km²)</th> <th>平均溪流 床勾配(度)</th> <th>人家 戸数</th> <th>公共施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バンネ沢</td> <td></td> <td>伊野田</td> <td>1.23</td> <td>0.36</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>国道 390 : 0.09km</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所管土木事務所は八重山土木事務所、水防管理団体は石垣市 資料：令和 3 年度沖縄県水防計画</p> <p>■土石流危険溪流に準ずる溪流（Ⅲ）</p> <table border="1" data-bbox="481 1150 1653 1335"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">溪流名 (河川名)</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">溪流概況</th> <th colspan="2">保全対策</th> </tr> <tr> <th>溪流長 (km)</th> <th>流域面積 (km²)</th> <th>平均溪流 床勾配(度)</th> <th>人家 戸数</th> <th>公共施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>吉原</td> <td>1.60</td> <td>0.53</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	溪流名 (河川名)	所在地	溪流概況			保全対策		溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪流 床勾配(度)	人家 戸数	公共施設	バンネ沢		伊野田	1.23	0.36	4	5	国道 390 : 0.09km	水系名	溪流名 (河川名)	所在地	溪流概況			保全対策		溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪流 床勾配(度)	人家 戸数	公共施設			吉原	1.60	0.53	10	—	—	<p>令和 3 年度防 本基 計画 に沿 った 変更 箇所</p>
水系名	溪流名 (河川名)				所在地	溪流概況			保全対策																																			
		溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪流 床勾配(度)		人家 戸数	公共施設																																					
バンネ沢		伊野田	1.23	0.36	4	5	国道 390 : 0.09km																																					
水系名	溪流名 (河川名)	所在地	溪流概況			保全対策																																						
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪流 床勾配(度)	人家 戸数	公共施設																																					
		吉原	1.60	0.53	10	—	—																																					

該当頁 (修正 版)	修正版							改訂の 根拠・ 備考		
		下田原川	大嵩	1.58	0.91	9	-	—		
		佐久田良川	富野	1.70	0.90	12	-	—		
			桴海	0.65	0.40	13	-	—		
	<p>※所管土木事務所は八重山土木事務所、水防管理団体は石垣市 資料：令和3年度沖縄県水防計画</p> <p>※ 土石流危険溪流の規定</p> <p>a 土石流危険溪流Ⅰ 土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する溪流。</p> <p>b 土石流危険溪流Ⅱ 土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流。</p> <p>c 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ 土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流。</p> <p>(イ) 地すべり対策 現在、地すべり危険予想区域は指定されていないが、平常時から発生が予想される区域について調査し、危険区域については、県と協力し、早急に危険区域の指定を促進し、行為の制限を行うとともに滑動状況及びその原因を調査研究して適切な地すべり対策工事の実施に努める。</p> <p>※ 地すべり危険箇所の定義 地すべりとは、比較的緩やかな斜面において地中の粘土層などの滑りやすい面が地下水の影響などで、ゆっくりと動き出す現象をいう。地すべりを起こしている、あるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、道路、官公署等に大きな損害を与えるおそれのある箇所。</p> <p>(ウ) 急傾斜地崩壊対策 現在、急傾斜地の崩落による危険予想区域は指定されていないが、平常時から危険区域について調査し、急傾斜地の崩壊のおそれがある区域については、県と協力し、区域指定を促進し、急傾斜地崩壊防止対策事業の促進、警戒避難体制の整備等により急傾斜地における災害の未然防止に努める。</p>									

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-36	<p>(2) 警戒避難体制の整備</p> <p>ア 監視装置等の整備等 市は、県と連携して、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計及びワイヤーセンサー等の設置並びに 流木・風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域</p> <p>a 県は、市の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。</p> <p>b 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達 に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、災害対 策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事 項、警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が 利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用 している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあって は、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避 難に必要な事項について、住民等に周知を図るための措置を講ずる。</p> <p>(イ) 土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、市の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警 戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。</p> <p>a 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可</p> <p>b 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p> <p>c 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告</p> <p>d 勧告による移転者への融資及び資金の確保</p> <p>(ウ) 土砂災害防止法第 8 条に基づくハザードマップ等の作成、配布</p> <p>市は、土砂災害防止法第 8 条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リス クや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。</p>	<p>風水害 対策編 より移 動</p> <p>県計画 の表現 変更 に伴う 修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考																																																
1-36	<p>3 治山治水計画</p> <p>(1) 治山事業</p> <p>ア 危険区域 平成19年度の山腹崩壊危険地区は11箇所、崩壊土砂流出危険地区は77箇所、計88箇所となっている。(資料編参照)</p> <p>イ 対策 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。</p> <p>(ア) 保安林の浸食防止及び強化 (イ) 森林の水源かん養機能の強化 (ウ) 山地災害危険地対策 (エ) 生活環境保全林の整備強化</p> <p>(2) 治水事業</p> <p>ア 危険区域 河川の氾濫等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)」のとおりである。</p> <p>■重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)</p> <table border="1" data-bbox="468 906 1677 1278"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">重要水防区域</th> <th colspan="2">危険と予想される主な区域</th> <th rowspan="2">予想される危険</th> <th colspan="4">予想される被害の程度</th> </tr> <tr> <th>延長(km)</th> <th>区域</th> <th>延長(km)</th> <th>区域</th> <th>家屋(棟)</th> <th>耕地(ha)</th> <th>人口(人)</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 石垣新川</td> <td>3.2</td> <td>石垣市中央運動公園～河口</td> <td>2.3</td> <td>石垣市新川</td> <td>溢水</td> <td>677</td> <td>39.0</td> <td>2,990</td> <td>692</td> </tr> <tr> <td>2 宮良川</td> <td>4.5</td> <td>真栄里ガム～河口 底原橋上流0.2km</td> <td>4.5</td> <td>真栄里ガム～河口 底原橋上流0.2km</td> <td>溢水</td> <td>0</td> <td>148</td> <td>0</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>3 底原川</td> <td>2.2</td> <td>～宮良川合流点</td> <td>2.2</td> <td>～宮良川合流点</td> <td>溢水</td> <td>0</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所管土木事務所は八重山土木事務所、水防管理団体は石垣市 資料：令和3年度沖縄県水防計画</p>	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度				延長(km)	区域	延長(km)	区域	家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)	1 石垣新川	3.2	石垣市中央運動公園～河口	2.3	石垣市新川	溢水	677	39.0	2,990	692	2 宮良川	4.5	真栄里ガム～河口 底原橋上流0.2km	4.5	真栄里ガム～河口 底原橋上流0.2km	溢水	0	148	0	155	3 底原川	2.2	～宮良川合流点	2.2	～宮良川合流点	溢水	0	37	0	38	<p>風水害 対策編 より 移動</p> <p>県計画 の表現 に修正 を伴う</p>
河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度																																												
	延長(km)	区域	延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)																																									
1 石垣新川	3.2	石垣市中央運動公園～河口	2.3	石垣市新川	溢水	677	39.0	2,990	692																																									
2 宮良川	4.5	真栄里ガム～河口 底原橋上流0.2km	4.5	真栄里ガム～河口 底原橋上流0.2km	溢水	0	148	0	155																																									
3 底原川	2.2	～宮良川合流点	2.2	～宮良川合流点	溢水	0	37	0	38																																									

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>※4 の名蔵川は、重要水防区域外</p> <p>イ 対策</p> <p>(ア) 住宅密集地区に係る河川及びダムがある河川等については 50 年確率降雨量を、その他の河川については 30 年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。また、河川流域の自然状況や社会条件を総合的に判断し、ダムによる治水対策が有利な河川においては、総合的な治水対策を図り、住民の生命財産を災害から未然に防止する。</p> <p>(イ) 特に都市河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。</p> <p>(ウ) 慢性的浸水低地帯については雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。</p> <p>ウ 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>(ア) 市の役割</p> <p>a 市は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <p>名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>b 市は、避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>c 市は水防法第 15 条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。</p> <p>d 市は、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</p>	<p>令和 3 年度防 災基本 計画に 沿った 変更箇</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(イ) 施設管理者等の役割 要配慮者利用施設の所有者・管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項を定めた計画（避難確保計画）を作成する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について市に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。</p>	<p>所 令和3年度基本計画に沿った変更 所</p>
1-38	<p>4 農地等災害の予防及び防災営農の確立</p> <p>(1) 農地防災整備事業</p> <p>ア 土砂崩壊防止工事 市及び県は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。</p> <p>イ ため池等整備事業</p> <p>(ア) 土砂崩壊防止工事 市及び県は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。</p> <p>(イ) 老朽ため池等整備工事 市及び県は、所在するかんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。</p> <p>(2) 防災営農の確立</p> <p>ア 指導体制の確立 市及び県は、市農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、県及び関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。</p> <p>(ア) 指導組織の統一及び指導力の強化 県は、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。市及び県は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。</p> <p>(イ) 防災施設の拡充 市及び県は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。</p>	<p>風水害対策編より移動 県計画の表現に修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-38	<p>5 海岸保全施設対策 海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。</p> <p>(1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。</p> <p>(2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。</p> <p>(3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。</p> <p>(4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。</p> <p>(5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。</p>	
1-38	<p>6 高潮等対策計画 地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。</p> <p>(1) 高潮防災施設の整備</p> <p>ア 現況 本市の海岸線の総延長は184 kmに及んでいるが、そのうち海岸保全区域として、平成27年4月現在までに31 kmが指定されている。 沿岸に位置する住宅地や産業地域では、海岸護岸は既成しているが、なかには防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。 また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。</p> <p>イ 危険区域 高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。</p>	<p>風水害 対策編 より移 動</p> <p>県計画 の表現 変更に 伴う修 正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版							改訂の 根拠・ 備考
<p>■重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）</p>								
水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
区域	延長(m)	区域	延長(m)		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)	
伊野田、伊原間野底、大浜地区	7,668	伊野田、伊原間野底、大浜地区	5,434	越波	213	39.4	8.06	
<p>ウ 対策</p>								
<p>(ア) 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。</p>								
<p>(イ) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。</p>								
<p>(ウ) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。</p>								
<p>(エ) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。</p>								
<p>(オ) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。</p>								
<p>(カ) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。</p>								
<p>(2) 警戒避難体制の整備</p>								
<p>市は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。</p>								
<p>7 緑地の整備・保全</p>								
<p>土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。</p>								

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-39	<p>第4款 建築物・構造物等の対策</p> <p>1 防災建築物・構造物の建設の促進</p> <p>地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った、防災建築物・構造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。</p> <p>なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。</p> <p>(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方</p> <p>ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。</p> <p>イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。</p> <p>ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。</p> <p>エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。</p> <p>(2) 建築物の耐震化の促進</p> <p>市は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。</p> <p>その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。</p> <p>(3) 建築物等の耐風及び耐火対策の促進</p> <p>市及び県は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進するものとする。</p> <p>また、市及び県所有の公共建築物のうち老朽化施設については、それぞれが所有する施設の建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。</p>	<p>風水害 対策編 より移 動</p> <p>県計画 の表現 に変更 に伴う 修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(4) ブロック塀対策 宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。 本市の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。</p> <p>ア 調査及び改修指導 市は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。</p> <p>イ 指導及び普及啓発 県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。</p> <p>(5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査 市及び県は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。</p> <p>(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備 建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。</p> <p>(7) 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進 市及び県は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-41	<p>2 文化財災害の予防 建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 市や県は文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。</p> <p>(2) 市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から八重山警察署及び市（消防本部）と連携し、災害予防対策を実施する。</p> <p>(3) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。</p> <p>(4) 市及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。</p> <p>(5) 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。</p> <p>(6) 県等が開催する講習会等を通して、適切な防災措置に関する防災知識の習得に努める。</p> <p>(7) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。</p> <p>(8) 市及び県は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導</p>	<p>風水害 対策編 より 移動</p> <p>県計画 の表現 に変更 に伴う 修正</p>
1-41	<p>第5款 ライフライン施設等の確保 ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから市や県、国及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、施設等の機能の確保)石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。</p> <p>特に、第3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。</p> <p>また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。</p>	<p>既存防 災基本 計画に 沿った 変更箇 所</p> <p>県計画 の表現 に変更 に伴う 修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-41	<p>1 上水道施設災害予防計画 自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。</p> <p>(1) 施設の防災対策の強化 水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。</p> <p>(2) 広域応援体制の整備 災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の市内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検するとともに災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定に努める。</p>	<p>県計画の表現に 変更を伴う 修正</p> <p>風水害 対策編 より移 動</p>
1-42	<p>2 下水道施設災害の予防 地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに揚水を再開できるように次の対策を行う。</p> <p>(1) 施設の耐震性・耐浪性、管渠の液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備 下水道施設の新設・改築等に当たっては地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。 これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）及び下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）に基づき実施する。 また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。</p> <p>(2) 広域応援体制の整備 災害時における円滑な災害応援を実施するため、日本下水道事業団、日本下水道管路管理業協会との協定を締結し、広域応援体制の整備に努める。</p>	<p>県計画の表現に 変更を伴う 修正</p> <p>風水害 対策編 より移 動</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-42	<p>3 高圧ガス施設の災害予防 高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、(一社)日本コミュニティーガス協会は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。 また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。</p> <p>(2) 高圧ガス消費者における保安対策 ア (一社)沖縄県高圧ガス保安協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。 イ 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。</p> <p>(3) 路上における指導取締の実施 高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。</p> <p>(4) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施 高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。</p>	<p>風水害対策編より移動</p> <p>県計画の表現等に伴う修正</p>
1-42	<p>4 電力施設災害の予防 「電力事業法」および「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施 沖縄電力㈱は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」に基づき、対策を推進する。 また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。 なお、国及び地方自治体を実施する防災訓練には積極的に参加することとする。</p> <p>(2) 施設対策 沖縄電力㈱は、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の</p>	<p>県計画の表現等に伴う修正</p> <p>風水害対策編より移動</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。発電所について、市は高台への移転を推進し、関係機関との調整を行う。</p> <p>なお、以下のとおり施設毎に対策を講じる。</p> <p>ア 火力発電設備 機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動や津波高などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>イ 送電設備 (ア) 架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>(イ) 地中電線路 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>ウ 変電設備 機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>エ 配電設備 (ア) 架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>(イ) 地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>オ 通信設備 屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。</p> <p>(3) 関係機関との連携 市及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつ</p>	<p>令和2 年度防 災基本 計画変 更箇所</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	つ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。	
1-43	<p>5 通信施設の災害予防 市、県及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。 特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。</p> <p>(1) 市及び県における予防計画 ア 災害用情報通信手段の確保 市及び県は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。</p> <p>(ア) 代替手段等の確保 ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保 (アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮)</p> <p>(イ) 冗長性の確保 ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化</p> <p>(ウ) 電源の確保 ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策</p> <p>(エ) 確実な運用への準備 ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）</p>	<p>県計画 の表現 に 伴う 修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整） ・ 通信遮断時を想定した県行政無線ネットワーク・消防無線・衛星電話等による通信手段の多重化 <p>(オ) その他の通信の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保 ・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備 <p>イ 情報通信機器等の充実</p> <p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(ア) 市は、市防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。</p> <p>ウ 通信設備等の不足時の備え</p> <p>市は県と連携し、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p> <p>エ 停電時の備え及び平常時の備え</p> <p>市は県と連携し、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。</p> <p>(2) 各電気通信事業者における予防計画</p> <p>ア 電気通信設備等の予防計画</p> <p>災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。</p> <p>(ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。</p> <p>(イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。</p> <p>イ 伝送路の整備計画</p> <p>局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。</p> <p>ウ 回線の非常措置計画災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。</p> <p>(ア) 回線の設置切替方法</p> <p>(イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保</p>	<p>防災危機管理課による独自修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(ウ) 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保 (エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保 (オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保</p> <p>(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保 ア 通信手段の確保 市、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。 イ 広域災害・救急医療情報システムの整備 市、県及び医療機関と連携しながら、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 関係機関との連携 市及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。</p>	令和2年度防災基本計画変更箇所
1-45	<p>6 放送施設災害の予防 各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。</p> <p>(1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置 (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置 (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立 (4) その他必要と認められる事項</p>	県計画の表現に変更に伴う修正
1-45	<p>7 通信・放送設備の優先利用等の事前措置</p> <p>(1) 優先利用の手続き 市は、県及び関係機関と連携し、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。</p> <p>(2) 放送施設の利用 市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。</p>	
1-45	<p>第6款 危険物施設等の対策 危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体</p>	県計画の表現

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。</p>	<p>変更に伴う修正 風水害対策編 より移動</p>
1-45	<p>1 危険物災害予防計画</p> <p>(1) 危険物製造所等に対する指導 消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。</p> <p>(2) 危険物運搬車両に対する指導 消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。</p> <p>(3) 防災保安教育の実施 危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。</p> <p>(4) 危険物製造所等の予防対策 危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ災害の予防に万全を期する。</p> <p>ア 火災・爆発等の防止対策 取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 危険物施設の管理・点検 危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。</p> <p>ウ 保安設備の維持 危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害</p>	<p>風水害対策編 より移動</p> <p>県計画の表現 変更に伴う修正</p>

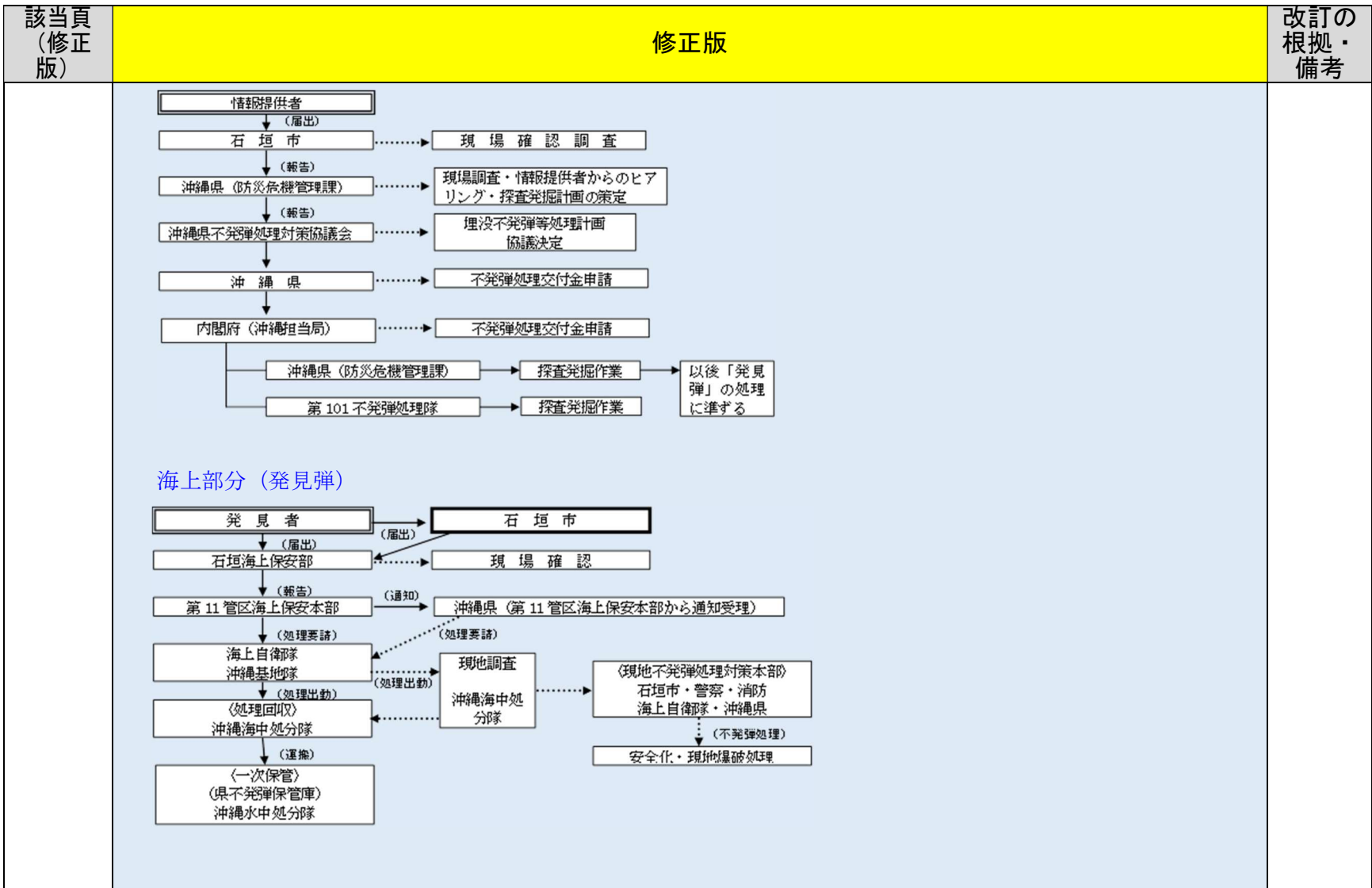
該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。</p> <p>エ 保安体制の整備・確立 危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防機関等に対する通報体制を確立する。 また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておくものとする。</p> <p>オ 従事者に対する教育訓練 危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。</p> <p>(5) 化学消防機材の整備 市（消防本部）において、化学車等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。</p>	
1-46	<p>2 毒物劇物災害予防計画</p> <p>(1) 方針 災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。</p> <p>ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握 イ 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定 ウ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施 エ 安全教育及び訓練の実施 オ 事故対策組織の確立</p> <p>(2) 対策 県は、災害発生による毒物劇物の危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。</p> <p>ア 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。 イ 災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。 ウ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導体制の確立を図る。 エ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、</p>	<p>県計画の表現 変更に伴う修正</p> <p>風水害対策編より移動</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。</p> <p>オ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。</p>	
1-47	<p>3 火薬類災害予防計画</p> <p>災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、国、県、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策</p> <p>ア 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。</p> <p>イ 県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。</p> <p>(2) 火薬類消費者の保安啓発蒙</p> <p>ア 県は、火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。</p> <p>イ 県は、火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。</p> <p>(3) 路上における指導取締の実施</p> <p>高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。</p> <p>(4) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施</p> <p>高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。</p>	
1-47	<p>第7款 不発弾等災害予防計画</p> <p>不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び住民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。</p>	風水害 対策編 より移 動

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-47	<p>1 不発弾の処理体制 不発弾等の処理は、おおむね以下によるものとする。</p> <p>(1) 陸上で発見される不発弾等の処理</p> <p>ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、八重山警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。</p> <p>イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。</p> <p>ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。</p> <p>エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。</p> <p>オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。</p> <p>カ 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。</p> <p>(ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。</p> <p>(イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。</p> <p>(ウ) 市長を本部長とし、副本部長を副市長、消防長、総務部長等とする現地対策本部を設置する。</p> <p>(2) 海中で発見される不発弾の処理</p> <p>ア 発見者は、石垣海上保安部へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。</p> <p>イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。</p> <p>ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫等へ搬入する。</p> <p>エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。</p> <p>オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。</p> <p>(ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。</p> <p>(イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立入りを規制する。</p> <p>(ウ) 市長を本部長とし、副本部長を副市長、消防長、総務部長等とする現地対策本部を設置する。</p>	風水害 対策編 より移 動

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-48	<p>2 関係機関の協力体制の確立 国、県、市その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。</p>	風水害 対策編 より移 動

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-48	<p>3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発</p> <p>(1) 県等が開催する講習会や研修会等を通して、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識の習得に努める。</p> <p>(2) 住民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。</p> <p>【不発弾処理の流れ】 陸上部分（発見弾）</p> <pre> graph TD A[発見者] -- "(届出)" --> B[石垣市] A -- "(届出)" --> C[八重山警察署 (交番・駐在所)] B -- "(届出)" --> D[現場確認] C -- "(報告)" --> E[沖縄県警察本部] E -- "(通知)" --> F[沖縄県 (県警から通知受理)] E -- "(処理要請)" --> G[陸上自衛隊第15旅団 第101不発弾処理隊] G -- "(処理出動)" --> H[現地調査] H -- "(処理回収)" --> I[第101不発弾処理隊] I -- "(運搬)" --> J["(一次保管) 第101不発弾処理隊"] H -- "(運搬)" --> K["(現地不発弾処理対策本部) 石垣市・警察・消防 陸上自衛隊・沖縄県"] K -- "(不発弾処理)" --> L[安全化・現地爆破処理] J -- "(運搬)" --> M[爆破処理及び処分: 第101不発弾処理隊] </pre> <p>(埋没弾)</p>	風水害 対策編 より移 動



該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-50	<p>第8款 気象観測施設・体制の整備 風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。 このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。</p>	風水害 対策編 より移 動
1-50	<p>1 石垣島地方気象台における気象業務体制の整備 石垣島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。</p> <p>(1) 観測施設の整備充実 石垣島地方気象台は、市の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市と協力して観測体制の充実に努める。</p> <p>(2) 観測資料等のデータベースの構築 石垣島地方気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。 また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や住民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。</p>	風水害 対策編 より移 動
1-50	<p>第3節 災害に強い人づくりのための訓練・教育等</p> <p>いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。</p> <p>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。</p>	既 存 防 災 基 本 計 画 に 沿 っ た 変 更 箇 所 令 和 元 年 度 防 災 基 本 計 画 に 沿 っ た 変 更 箇 所

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-50	<p>第1款 防災訓練計画</p> <p>地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市は、防災訓練を実施する。</p> <p>訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	風水害 対策編 より移 動
1-50	<p>1 防災訓練の実施に係る基本方針</p> <p>1771年(明和8年)4月24日に発生した「明和の大津波」により未曾有の被害をもたらした地震災害の歴史的教訓及びその先人の伝承に基づき蓄積してきた知識を風化することなく後代の市民に継承し、市民一人ひとりが災害についての防災意識を高めるとともに、災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、「石垣市民防災の日」条例を制定している。</p> <p>市は、公的機関並びに事業社及び自主防災組織等と連携し、この条例に基づく市民防災訓練やその他防災訓練及び活動を実施し、市民の防災意識の高揚に努める。</p> <p>なお、本市の防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練 訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を習得することを第一とする。</p> <p>(2) 地震・津波防災訓練等のシミュレーションの実施 様々な想定状況の下、生じうる問題点・課題を明確化し、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを目指してシミュレーションに基づく地震・津波防災訓練等を実施する。</p> <p>(3) 訓練内容の具体化 訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法(時期、場所、要領等)及び検証方法(訓練の効果、課題分析等)等を具体化した訓練とする。</p> <p>(4) 防災訓練の成果の点検 訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて体制の改善を行う。</p> <p>(5) 多様な主体の参加</p>	県計画 の表現 変更 に伴う 修正

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、市、県及び防災関係機関が連携して、多数の住民や事業所等が参加するように努める。</p> <p>また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要となる多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、防災士の会、観光交流協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。</p>	
1-51	<p>2 市民防災訓練</p> <p>市民一人ひとりが災害についての防災意識を高めるとともに、災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりの推進のため定められた石垣市民防災の日（毎年4月24日）及び石垣市民防災週間（4月24日～4月30日）において、市民の防災知識の習得や防災力の向上を図るために、市民防災訓練を実施する。</p> <p>なお、訓練実施の日程は充実した訓練となるよう、休日等多くの市民が参加可能となるよう調整の上決定する。</p>	
1-51	<p>3 個別防災訓練の実施</p> <p>市は、県及び防災機関と協力して、防災訓練の機会のあるごとに、訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。個別防災訓練の内容及び主な訓練目標の設定例は、以下のとおりである。</p> <p>ア 様々な地震発生時刻、規模の設定状況下での初動体制確立、通信連絡、組織間連携、被災現場派遣等のテーマ別訓練</p> <p>イ 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練</p> <p>ウ 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練</p> <p>エ 避難所における生活支援訓練、物資集積拠点における配送訓練</p> <p>オ 民間企業・ボランティア等の活用訓練</p>	
1-51	<p>4 総合防災訓練等</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県は、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、県全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。</p> <p>市や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。また、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマと</p>	<p>県計画の表現 変更に 伴う修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>した訓練を実施する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も積極的に実施する。</p> <p>(2) 複合災害訓練 市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。 また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。</p> <p>(3) 消防訓練 消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、市及び地区単位に総合演習及び消防ポンプ操法大会等を実施する。</p> <p>(4) 非常通信訓練 沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。</p> <p>(5) 職員参集訓練 市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。 参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。</p>	<p>令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p>風水害対策編より移動</p>
1-52	<p>第2款 防災知識の普及・啓発 地震・津波、風水害等の災害を念頭においた市、県及び関係機関の職員並びに住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。</p>	<p>県計画の表現に変更に伴う修正</p>
1-52	<p>1 防災知識の普及・啓発 住民は、市、地域及び自主防災組織等が行う防災訓練その他の防災活動に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、自らも災害に備え地域と連携し防災力の向上に努めるものとされている。</p> <p>(1) 市の役割 ア 市は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防</p>	<p>令和2年度防災基本計画に沿った変更箇所</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>災アセスメントを行い、住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として・R2 防基 P150((1)防災知識の図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。</p> <p>イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</p> <p>(2) 石垣島地方気象台の役割</p> <p>ア 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うとともに、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p> <p>イ 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。</p> <p>ウ 地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</p> <p>エ 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</p> <p>オ 土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識の普及を図る。</p> <p>カ 特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。</p> <p>(3) その他防災関係機関の役割</p> <p>防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。</p> <p>(4) 普及・啓発の方法等</p> <p>ア 普及・啓発の時期や内容等</p>	<p>所</p> <p>県計画の表現に伴う修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(ア) 市、県及びその他防災機関は、「市民防災の日」「防災の日」、「防災とボランティアの日」等の防災等各週間中に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を住民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。</p> <p>a 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策</p> <p>b 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動</p> <p>c 災害時の家族内の連絡体制の確保</p> <p>d 緊急地震速報受信時の対応行動</p> <p>e 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加</p> <p>(イ) 市、県及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、住民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。</p> <p>(ウ) 市、県及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>イ 効果的な普及・啓発方法 防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。</p>	<p>令和元年度防災基本計画に沿った変更箇所</p>
1-53	<p>2 各種防災教育の実施</p> <p>防災関係機関は、住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。</p> <p>市及び県は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。</p> <p>特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられることから、市、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する住民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本市に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。</p> <p>特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられることから、市、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に</p>	<p>風水害対策編より移動</p> <p>県計画の表現変更に伴う修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>対する住民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本市に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育等を実施するなど、災害の教訓を風化させないことが重要である。</p> <p>また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。</p> <p>(1) 防災研修会・防災講習会 災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。 また、受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。</p> <p>(2) 学校教育・社会教育 幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、「市民防災の日」条例や防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。 市及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。 また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。</p> <p>(3) その他 消防団、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。 また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の意見等を含め多様な視点に十分配慮する。</p>	<p>令和3年度基本計画に沿った変更箇所</p> <p>令和4年6月に少年消防クラブが新設</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
		れたた め
1-54	<p>3 消防・防火教育</p> <p>(1) 消防教育 消防教育とは、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、市（消防本部）において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため市（消防本部）等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。</p> <p>ア 消防学校における消防教育は、消防職員教育、消防団員教育及びその他の教育とする。 イ 一般教育は、消防職員及び消防団員ごとに各所要の教育計画を定めて実施する。 ウ 防火管理者教育は消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、ホテル、大型スーパー、興行場、その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。 なお、防火管理者教育における講習会は以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 防火管理者講習 防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。</p> <p>(イ) 火災防御検討会 特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。</p> <p>(2) 防火知識の普及 住民等を対象に、防災教育の実施、防災コーナーの設置、PR資料の作成配布、防災教育用設備・資機材の貸し出し、講演会・研修会の開催、マスメディアの活用等を行い、震災・風水害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。 防災知識の普及は、関係機関において次の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て行う。</p> <p>ア 火災予防週間等における防災知識の普及 「火災予防週間」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図る。</p> <p>イ 市広報誌、新聞、ラジオ等による普及 (ア) 広報いしがきによる普及</p>	風水害 対策編 より移 動 県計画 の表現 変更に伴う修正

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(イ) 地元新聞による普及 (ウ) 石垣 CATV 及びコミュニティ FM 等による普及 ウ 河川愛護運動における防災知識の普及 エ 学校教育及び社会教育における防災知識の普及 (ア) 学校教育 児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。 (イ) 社会教育 社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として研修、集会等の機会を通じ必要に応じて防災知識の普及に努める。 オ その他 消防団、自主防災組織等の組織や石垣市出前講座等を通じて防災知識の普及に努める。</p>	
1-55	<p>4 地区の孤立対策 本市は、離島という地理的な条件により、台風時において航空機や船舶等が欠航し、島全体が孤立することがあるだけでなく、土砂災害などにより、市内における地区の孤立といった事態が想定され、食料、物資等の流通も停止することがある。 このため孤立の恐れのある地区では、台風接近に備え、住民や事業者等が、十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう普及・啓発を行う。 また、平時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、市内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服寝具等の生活必需品等について7日分以上の備蓄を促進する。 また、備蓄のローリングストックの考え方についても広く普及・啓発を図る。</p>	
1-55	<p>5 災害教訓の伝承 本市では、1771年(明和8年)4月24日に発生した「明和の大津波」により未曾有の被害をもたらした地震災害の歴史的教訓及びその先人の伝承に基づき蓄積してきた知識を風化することなく後代の住民に継承する必要がある。このため、「市民防災の日」条例に基づく取り組みとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、市民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努める。</p>	
1-55	<p>第3款 自主防災組織の育成 災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、住民</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。</p> <p>自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市及び県は、住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。</p> <p>特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。</p>	
1-55	<p>1 自主防災組織整備計画の策定 市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。</p>	
1-55	<p>2 住民の防災意識の向上 住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。</p>	
1-56	<p>3 組織の編成単位 住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、市と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。</p> <p>(1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。 (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。</p>	
1-56	<p>4 組織づくり 既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。 (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。</p>	
1-56	<p>5 活動計画の策定 組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。</p>	
1-56	<p>6 活動</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>ア 防災に関する知識の普及 イ 防災訓練の実施 ウ 防災資機材の備蓄及び管理 エ 男女共同参画の視点を取り入れた防災士及び防災リーダーの育成</p>	令和3年度基本計画に沿った変更

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>オ 地区防災計画の作成</p> <p>(2) 地震時の活動 ア 災害情報の収集・伝達 イ 責任者等による避難誘導 ウ 出火防止 エ 救出救護 オ 給食給水</p>	<p>所</p> <p>防災危機管理課による独自修正</p>
1-56	<p>7 資機材の整備 市及び県は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。</p>	
1-56	<p>8 活動拠点整備等 市及び県は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。</p>	
1-56	<p>9 組織の結成の促進と育成</p> <p>(1) 自主防災組織の結成促進と育成 市は、県が実施する自主防災リーダー養成研修や自主防災資機材の整備等の支援を受けて、自主防災組織の結成を促進し、育成に努める。</p> <p>(2) 消防団との連携 市及び県は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加、日常的な訓練の実施を促進する。 ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成 イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備</p>	
1-57	<p>第4款 企業防災の促進</p>	
1-57	<p>1 事業者における防災対策の強化 各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通</p>	<p>H30 防災基本計画の修正を反映</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>また、交通、宿泊業等の観光産業に従事する事業者においては、石垣市観光危機管理計画に基づき、事業者自身とともに乗客、宿泊客等、観光客を含む利用者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>なお、事業者は、豪雨や防風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会議所・商工会等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p>	<p>防災危機管理課による独自修正</p> <p>R2 防災基本計画の修正を反映</p> <p>令和元年度防災基本計画に沿った変更箇所</p>
1-57	<p>2 市・県の支援</p> <p>市及び県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。</p> <p>さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p>また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。</p>	
1-57	<p>第5款 消防力の強化等</p>	
1-57	<p>1 消防力・消防体制等の拡充強化</p> <p>市及び県は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。</p>	風水害対策編より移

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(1) 消防教育訓練の充実強化</p> <p>※第2款「3 消防・防火教育」参照</p> <p>(2) 消防制度等の確立 消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。</p> <p>(3) 消防施設・設備等の整備促進</p> <p>※第2節 第2款 3(2)「ウ消防施設等の整備促進」参照</p>	<p>動</p> <p>県計画 の表現 変更 に伴う 修正</p>
1-58	<p>2 火災予防査察・防火診断</p> <p>消防関係機関は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。</p> <p>(1) 特定防火対象物等</p> <p>消防機関は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。</p> <p>また、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。</p> <p>(2) 一般住宅</p> <p>消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。</p>	
1-58	<p>3 消防職員の充実</p> <p>消防職員は消防活動の中核を担っているため、消防職員数の確保に努める。 市は県と連携して、以下について検討を実施する。</p> <p>(1) 消防職員の適性数や増員の必要性の検討</p> <p>(2) 消防職員の充実による消防防災体制の強化の検討</p>	
1-58	<p>4 消防団員の充実</p>	風水害

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。</p> <p>市は県と連携して以下の対策を実施し、消防団員の充実を図る。</p> <p>(1) 地域に必要な消防団員数の検討 (2) 住民への消防団活動の広報 (3) 消防団の訓練、資機材の充実のための市への支援策の検討 (4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等 (5) 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修</p>	対策編 より 移動
1-58	<p>第6款 地区防災計画の普及等</p> <p>1 地区防災計画の位置づけ</p> <p>市の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市防災会議に提案した場合、市防災会議は市地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を市地域防災計画に定めることができる。</p> <p>なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。</p> <p>2 地区防災計画の普及</p> <p>市及び県は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。</p>	
1-58	<p style="text-align: center;">第4節 災害応急対策活動の準備</p> <p>市、県、及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編及び第3編 風水害等編第1」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。</p> <p>なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、市及び県は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	
1-59	<p>第1款 初動体制の強化</p> <p>突然発生する災害に、市、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。 そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。</p>	
1-59	<p>1 職員の動員配備対策の充実 職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。</p> <p>(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底 災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。</p> <p>(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充 地震が発生する場合、市内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に災害時優先電話回線を有した携帯電話等を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える。</p> <p>(3) 24 時間体制等の整備 地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できるよう、災害時職員行動マニュアル等を整備する。</p> <p>(4) 執務室等の安全確保の徹底 勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。</p>	
1-59	<p>2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実 災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。</p> <p>(1) 庁舎等の耐震性の確保 災害対策本部が設置される庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。 また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。</p>	<p>県計画 の表現 変更に 伴う修 正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p style="color: red;">なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。</p> <p>(2) 災害対策本部（本庁）設置マニュアルの作成 誰もが手際よく災害対策本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。</p> <p>(3) 災害対策本部職員用物資の確保 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。</p>	
1-60	<p>3 災害情報収集・伝達体制の充実 市は、被害情報を迅速に把握し、適切な災害応急対策活動を実施するため、以下の対策を推進する。</p> <p>(1) 市は、住民がいつでも、どこにいてもわかりやすい防災情報を容易に入手できるよう情報伝達手段の多重化、多様化を図るとともに被災状況の把握、迅速な情報収集を図るための整備を行う。また、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</p> <p>(2) 防災行政無線拡声子局の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-アラート）の更新・強化を進める。またJアラートに加え、市役所、消防署放送卓等から職員が住民に直接情報提供ができる、緊急告知防災ラジオの普及促進を図る。</p> <p>(3) 学校等（幼稚園、保育所及び認定こども園を含む）への地震・津波等の情報発信を的確かつ迅速に行うための災害情報伝達設備の整備強化に取り組む。</p> <p>(4) 通信設備等の不足時の備え 災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p> <p>(5) 連絡体制等の確保 各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保</p> <p>(6) 情報収集要領の作成 市から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。</p>	<p style="color: red;">県計画の表現変更に伴う修正</p> <p style="color: green;">令和元年度防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p style="color: orange;">防災危機管理課による独自修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(7) 広報車による緊急広報体制の確保 津波警報（大津波警報）等が発表された場合、短時間で迅速に広範囲へ広報車による避難誘導広報を実施する必要があることから、市役所各課で所有する広報車(広報機能付)すべてを有効に活用すべく、広報区域や広報内容をあらかじめ定めておく。</p>	
1-60	<p>4 情報分析体制の充実 収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。</p>	
1-60	<p>5 災害対策実施方針の備え 市及び県は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。</p>	
1-60	<p>6 複合災害への備え 市、県、及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。</p>	
1-60	<p>第2款 活動体制の確立 多岐にわたる市や県の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。 そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。</p> <p>1 職員の防災対応力の向上 平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。</p> <p>(1) 職員を対象とした防災研修の実施 職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。 また、防災に関する記事、レポート等を全部署に配付するとともに、庁内情報システム（グループウェア）に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。</p> <p>(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成及び人材の確保 防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。 また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。</p> <p>ア 国、県等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。</p>	<p>令和2年度 防災計画 に沿った 変更箇所</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>イ 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。</p> <p>ウ 防災担当専門職員を養成する。</p> <p>エ 災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者など災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。</p> <p>(3) 大規模災害時等防災危機管理課補充強化要員の確保 大規模災害時に、災害対策本部の立上げ、住民への情報伝達・避難誘導等、多岐に渡る業務を迅速かつ的確に遂行するには、防災危機管理課要員だけでは、困難な状況が容易に推測される。 そのため、過去の経験から防災関係機器の取り扱いや災害対応業務に精通している市職員を、大規模災害時等防災危機管理課補充強化要員として指名し、災害対応能力の向上を図る。</p> <p>(4) 民間等の人材確保 市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。 また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。</p>	<p>令和2年度防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p>防災危機管理課による独自修正</p>
1-61	<p>2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実 迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、生活必需品等の確保が必要となる。 そこで、以下のとおり、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。 なお、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。 また、災害時に迅速に物資などを調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の事前登録に努めるものとする。 さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実</p>	<p>既存防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p>令和2年度防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p>県計画</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民が身近に確保できるよう、自主防災組織の単位での確保を柱とした整備を推進する。</p> <p>ア 県の補助を活用した自主防災組織用の救出救助用資機材の補助 イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発 ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進 エ 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進 オ 市施設における救出救助用資機材の整備促進</p> <p>(2) 消火用資機材の確保体制の充実 消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自主防災組織の単位での確保を柱とした整備を図る。</p> <p>ア 県の補助を活用した自主防災組織用の消火用資機材の補助 イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発 ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進</p> <p>(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実 市は、県と協力し、医薬品・衛生材料の確保体制の充実に努めるとともに、必要があるときは業者の保有する医薬品等を、災害発生直前の価格で調達できる体制を整える。</p> <p>(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。</p> <p>なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、市及び県は地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。</p> <p>なお、災害対策用食料等の備蓄に関する計画及び現況は資料編に示す。</p> <p>ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・飲料水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発 イ 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品等の県備蓄品の市における適正な備蓄保管の推進 ウ 市における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進 ・非常用食糧として、平成25年度沖縄県地震被害想定調査被害想定結果によると、八重山諸島南方沖地</p>	<p>の表現 変更に伴う 修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>震3連動において最も多くの避難者（発生直後8,441人）の発生が予想されており、同避難者数の3食×7日分（8,441人×3食×7日分=177,261食）以上を目標とし、備蓄に努める。</p> <p>また、本市は、観光客や住民登録を有しない長期滞在者等が多くいることから、観光客等を対象とした非常用食糧を別に備蓄するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣料品及び寝具類等の生活必需品を災害による被害予測調査に基づき、必要とされる物資の備蓄に努める。 ・大規模な災害時には、一時的な断水が予想されるため、ペットボトル等の備蓄に努める <p>エ 市及び県による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等</p> <p>オ 大手流通業者等（大型小売店舗等）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握</p> <p>カ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備</p> <p>キ 市等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進</p> <p>(5) 輸送手段の確保</p> <p>ア 車両の確保 市及び県は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。 また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。</p> <p>イ 船舶の確保 第十一管区海上保安本部・石垣海上保安部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。</p> <p>ウ 航空機の調達 一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県を通じて自衛隊、第十一管区海上保安本部、緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておくものとする。</p> <p>エ 燃料の調達 県は沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。</p>	
1-63	<p>3 応援・受援体制の強化 被害が甚大で市及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求め必要がある。</p> <p>(1) 他市町村との相互応援協力協定締結の推進</p>	防災危機管理課による独自

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえると、今後は、災害応急対策全般の市町村間の相互応援を確実にできる体制を強化する必要があるため、市は、県と協力し、近隣市町村間の相互応援協力協定の締結を促進する。</p> <p>(2) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実 官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害時の連携が円滑に行えるように市内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。</p> <p>(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。 ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。 イ 市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ 応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。</p> <p>(5) 自衛隊との連携の充実 市及び県は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。</p> <p>(6) 支援物資等の受入れ体制の充実 災害発生後に県・国等を通して大量に搬入される救援物資について、的確に収納・保管・分配を行うため、十分なスペースの確保を行う。またその際には、竹富町・与那国町への救援物資も本市を経由して配送されることを十分に考慮して実施する必要がある。</p> <p>(6) 応援・受援の備え</p>	<p>修正</p> <p>防災危機管理課による独自修正</p> <p>令和2年度防</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>市、県、及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努めるとともに、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援先・受援先の指定 ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順、 ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制 ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等 	<p>基本計画に沿った変更箇所</p> <p>令和3年度基本計画に沿った変更箇所</p>
1-64	<p>4 交通確保・緊急輸送体制の充実</p> <p>大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(1) 交通規制計画の作成等</p> <p>緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。 それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。</p> <p>(2) 緊急輸送道路啓開のための体制整備</p> <p>災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握し、関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。 また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。</p> <p>(3) 緊急輸送基地の選定及び整備</p> <p>輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。</p>	<p>計画の表現に修正</p> <p>風水害対策編より移動</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(4) 臨時ヘリポート等の確保 孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、孤立が予想される地区に1個所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。 また、自衛隊、石垣航空基地と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。</p> <p>(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底 災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。 そこで、第2編及び第3編「第1章災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。</p> <p>(6) 災害交通規制の周知 県警察（八重山警察署）は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を住民に周知する。</p> <p>(7) 運送事業者との連携確保 市及び県は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等 ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化 ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援 ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備 ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及 <p>(8) 上記(2)を除く生活道路等の通行可否の確認等 各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。 また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、表示板の設置を進める。</p>	
1-65	<p>5 広報広聴体制の充実 被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>救援物資についてのご希望、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。</p> <p>(1) プレスルームの整備 報道機関を通じての広報については、市、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。</p> <p>(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催 災害時に市からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。</p> <p>(3) インターネットを通じた情報発信に関する検討 情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。そこで、市、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。</p> <p>(4) 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ 聴覚障がい者や外国人に対する的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。</p>	
1-65	<p>6 防災拠点の整備に関する検討 防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。 このため、小学校区・中学校区には原則、地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進する。</p>	
1-65	<p>7 公的機関等の業務継続性の確保 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を作成し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。 また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。</p>	<p>県計画 の表現 変更に 伴う修 正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。</p> <p>(1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ</p> <p>(2) 不動産登記の保全等</p>	
1-66	<p>第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。</p> <p>そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。</p> <p>なお、市および県は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p>	平成 30 年度 防 災 基 本 計 画 に 沿 っ た 変 更 箇 所
1-66	<p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。</p> <p>(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実</p> <p>地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。</p> <p>(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実</p> <p>津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。</p> <p>(3) 避難誘導対策の充実</p> <p>危険な建物及び地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は、県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。</p>	県 計 画 の 表 現 に 変 更 に 伴 っ て 修 正

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検</p> <p>イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検</p> <p>ウ 高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成</p> <p>エ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進</p> <p>オ 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進</p> <p>(4) 救出救助対策の充実 建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、市としては以下の対策を推進していくこととする。 ア 市（消防本部含む）、県、警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む） イ 自主防災組織への救出救助用資機材の補助及び貸与</p> <p>(5) 緊急医療対策の充実 大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。 そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県と連携して以下の対策を推進する。 ア 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進 イ 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む） また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。 ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策 エ 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策 オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定の子予測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院、要配慮者に係る社会福祉等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備 カ 災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点を、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送</p>	<p>令和元年度防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p>令和2年度防災基本計画に</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>に必要なトリアージや救急措置等を行うSCUの機能整備、SCUの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのSCU設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。</p> <p>※SCU（エス・シー・ユー）：ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。</p> <p>キ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。</p> <p>ク 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）</p> <p>ケ 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）</p>	沿った 変更箇 所
1-67	<p>2 大規模停電への備え</p> <p>(1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。</p>	県計画 の表現 に伴う修 正 令和2 年度防 災基本 計画に 沿った 変更箇 所
1-67	<p>3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実</p> <p>被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。</p> <p>(1) 学校の防災拠点化の推進</p> <p>以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。</p> <p>ア 無線設備の整備</p> <p>イ 教職員の役割の事前規定</p> <p>ウ 調理場の調理機能の強化</p> <p>エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化</p>	県計画 の表現 に伴う修 正

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>オ シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備</p> <p>カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備</p> <p>キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備</p> <p>ク 施設の耐震化及びバリアフリー化</p> <p>(2) 緊急避難場所・指定避難所の指定・整備</p> <p>ア 緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。</p> <p>また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。</p> <p>イ 緊急避難場所・指定避難所の整備</p> <p>市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに平常時から、指定緊急避難場所及び指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険区域に居住しているか確認を行うよう努める。また、市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <p>なお、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図る。特に、高齢者、観光客、妊婦等の避難者を考慮して、学校施設内における教室等の割り振りをあらかじめ計画しておくとともに、立ち入り禁止区域等についても指定する。</p>	<p>平成 30 年度防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p>令和 2 年度防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p>令和 3 年度防災基本計画に沿った変更箇所</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>さらに、地震・津波対策だけでなく、基本法に基づき、他の災害種別でも使用可能であるかについて安全性を確認し、使用不可能である場合にはその旨を表示し、市民等に周知する。さらに、市民等にとっては自然災害だけでなく国民保護事案の際にも、生命や財産の保護の観点から、自然災害に関する災害対応の延長として避難等を位置づけることが明快と考えられることから、国民保護の観点からの堅牢性等国民保護機能の確保についても石垣市国民保護計画と整合の上で考慮していくものとする。</p> <p>避難所においては、即座に避難所を開設し避難住民を受けられるよう、避難者名簿作成用紙や筆記用具等、避難所開設に必要な備品を収納した避難所開設ボックスを設置しておく必要がある。</p> <p>(3)福祉避難所のリストアップ 市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等の要配慮者を専用に取り入れる介護保健施設、障がい者支援施設等、福祉避難所の指定に努める。また、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発 災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料・水・被服寝具等の生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。</p> <p>(5) 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の迅速な建設のための事前措置 市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。</p> <p>(6) 物価の安定等のための事前措置 市及び県は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。 ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討 イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化</p>	<p>所</p> <p>防災危機管理課による独自修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(7) 文教対策に関する事前措置 市及び県は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討 イ 時間外災害発生時の児童、生徒の被災状況の把握方法の検討 ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討 エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導 <p>(8) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置 市及び県は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。 また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>(9) 広域一時滞在等の事前措置 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、以下の事前措置の実施に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結 イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成 ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握 エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の市及び県が把握する体制の整備 オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備 <p>(10) 家屋被害調査の迅速化 市は、県が行う家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を参加させるなど、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備による家屋被害調査の迅速化を図るとともに、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。</p> <p>(11) 災害廃棄物処理計画の策定 市及び県は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。</p> <p>(12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討 著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。 このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。</p>	
1-70	<p>第4款 災害ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 ボランティア意識の醸成</p> <p>(1) 学校教育における取組 ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、市及び県は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。</p> <p>(2) 生涯学習を通じての取組 市、県及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。</p>	
1-70	<p>2 ボランティアの育成等</p> <p>(1) ボランティアの育成 市及び県は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。</p> <p>(2) 専門ボランティアの登録等 ア 市及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。 イ 市及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。</p> <p>(3) ボランティアコーディネーターの養成 市及び県は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	する。	
1-70	<p>3 ボランティア支援対策</p> <p>(1) 市及び県は、市・県社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。</p> <p>(2) 市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。</p> <p>(3) 市及び市社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。</p> <p>(4) 市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。</p> <p>(5) 市、県および関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。</p>	<p>県計画の表現に 伴う修正</p> <p>風水害 対策編 より移動</p>
1-70	<p>第5款 要配慮者の安全確保</p> <p>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。 このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。 特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プラン（個別避難計画）を策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。</p>	<p>令和3 年度防 災基本 計画に 沿った 変更箇所</p>
1-71	<p>1 (1) 社会福祉施設等における安全確保 社会福祉施設、幼稚園、保育所及び認定こども園等における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。 また、市は、災害発生時の要配慮者の避難対策等について施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法を定めておくものとする。 特に、津波浸水想定区域内の社会福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。 (1) ア 施設・設備等の整備及び安全点検</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。</p> <p>(2) イ 周辺地域との連携 災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と周辺地域との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。</p> <p>(3) ウ 緊急連絡先の整備 災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。</p> <p>(4) エ 災害用備蓄等の推進 長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。</p>	
1-71	<p>2 在宅で介護を必要とする住民の安全確保 心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。 また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。</p> <p>(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。 また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画の策定に努めるものとする。</p> <p>避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プラン（個別避難計画）の策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（令和3年5月内閣府）に基づくものとする。</p> <p>ア 避難支援プラン（個別避難計画）の作成にあたっては、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマ</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>ップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等の事態が生じた場合においても、避難支援プラン（個別避難計画）の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めるところにより、あらかじめ避難支援プラン（個別避難計画）を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>ウ 避難支援プラン（個別避難計画）情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>エ 避難支援プラン（個別避難計画）が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>オ 地区防災計画が定められている地区において、避難支援プラン（個別避難計画）を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>(2) 防災についての普及・啓発 広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、住民に対する啓発活動を行う。</p> <p>ア 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。 ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。 <p>イ 住民に対する普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。 ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。 <p>(3) 緊急通報システムの整備 災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。</p>	
1-72	<p>3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保 不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。</p> <p>(1) 施設設備等の整備 施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 施設及び設備等の安全点検 施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。</p>	
1-72	<p>4 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>(1) 市長は、市に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならないものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録するものとする。 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所及び居所 オ 電話番号その他の連絡先 カ 避難支援を必要とする事由 キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めた事項</p> <p>(3) 市長は、アの避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。</p> <p>(4) 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、アの避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。</p> <p>(5) 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、八重山警察署、民生委員、児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。</p> <p>(6) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、オの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(7) 市長は、(5)又は(6)により名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な情報を講ずるよう努めなければならないものとする。</p> <p>(8) (5)又は(6)により名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。</p>	
1-73	<p>第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保 市、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、バス）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。 安全確保体制の整備については、石垣市観光危機管理計画に基づき取り組むものとする。</p>	防災危機管理課による独自修正
1-73	<p>1 観光客・旅行者等の安全確保</p> <p>(1) 避難標識等の整備、普及 市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光交流協会、交通機関（航空機、フェリー、バス）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。</p> <p>(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備 観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。 市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。 また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。</p> <p>(3) 観光関連施設の耐震化促進 市及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	施に努める。	
1-74	<p>2 外国人の安全確保</p> <p>市及び県は、国際化の進展に伴い、本市に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。</p> <p>(1) 外国人への防災知識の普及</p> <p>ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。</p> <p>(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備</p> <p>災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。</p>	
1-74	<p>3 観光危機管理体制の整備</p> <p>(1) 観光危機管理の普及、対策の促進</p> <p>市は県及び観光関連団体と連携して、観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。</p> <p>(2) 観光危機管理体制の整備</p> <p>ア 石垣市観光危機管理プラットフォーム</p> <p>観光危機管理においては、観光客の安否確認や滞在場所の確認・物資提供や帰宅支援等、様々な状況において、竹富町や与那国町、県や国、関係団体のほか、観光事業者（特に宿泊事業者、交通事業者）との連携が重要である。平常時より、石垣市観光文化課、(一社)石垣市観光交流協会を核とし、観光事業者や関係機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるよう、石垣市観光危機管理プラットフォームを構築している。</p> <p>イ 石垣市の観光危機管理体制</p> <p>石垣市観光危機管理計画において、石垣市災害対策本部や石垣市国民保護対策本部等の体制の下に、各対策本部長（市長）の指示の下、官民連携による石垣市観光危機対策ユニットを設置する。</p> <p>ウ 観光危機管理計画の運用・更新</p> <p>市は、上記の体制の整備の指針とするため石垣市観光危機管理計画を今後も継続的に充実・更新することで、観光危機による被害の最小化に努める。</p> <p>(3) 観光危機情報提供体制の整備</p> <p>市は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>情報を収集し、観光客や交通手段などにも配慮しつつ、総合的かつ迅速に情報発信を行える体制を整備する。</p> <p>また、危機発生時に、市、県、(一社)石垣市観光交流協会、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。</p>	
1-74	<p style="text-align: center;">第5節 避難体制等の整備</p> <p>危険な建物、地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、市、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。</p>	風水害 対策編 より移 動
1-75	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 避難体制の整備</p> <p>ア 市の役割</p> <p>イ) 避難所の選定</p> <p>市は、住民等の生命、身体を確保するため、避難所を選定・整備し、確保する。</p> <p>避難所の位置等については、平素から広報等を活用し広く住民等に周知するとともに、避難誘導標識の設置等速やかに避難できる体制と環境の整備に努める。</p> <p>また、要配慮者に配慮して、社会福祉施設、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保のほか、男女のニーズ、障害の特性等の違いにも配慮する。</p> <p>(イ) 避難所の開設及び運営方法の確立</p> <p>避難所の開設運営については、あらかじめ避難所運営マニュアル等を作成し、実施する。</p> <p>a 避難所運営における男女共同参画の視点を踏まえた留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性等の確保等、女性や子育て家庭のニーズの配慮に努める。 ・女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。 ・警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 ・避難所運営において、運営代表者の男女比に配慮し、男女双方の視点を踏まえた避難所運営が実現できる体制を構築できるよう努める。 	風水害 対策編 より移 動 令和3 年度防 本基本 計画に 沿った 変更箇 所

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>b 避難所運営における感染症対策に関する留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。 <p>(ウ) 避難所の安全確保 災害時において、市は避難所の安全を確保するために、施設の被災状況を確認するとともに、周辺地域における二次災害などの危険性の有無を確認し、避難所の安全性を精査した上で、避難誘導を図る。</p> <p>(エ) 住民への周知 避難の指示を実施した者及び避難準備（要支援者避難）情報を出した者は、当該地域の住民等に対し、その内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に連絡する。</p> <p>a 住民等への周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報車により関係地域を巡回し周知する。 ・災害現場へ派遣された職員により周知する。 ・報道機関等の協力を得て、間接的な方法により周知する。 ・消防対策部は必要に応じ、消防団員に要請し、協力を得て、関係地域に個別に周知する。 ・防災行政無線の放送により周知する。 ・インターネットを活用した一斉メール等により周知する。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。 <p>b 避難場所への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示及び解除を行った者は、その旨を避難場所の管理者に対して、速やかに連絡し、現場での情報混乱を防止する。 ・避難の必要がなくなった場合も速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知を期するとともに、情報の混乱を防止する。 <p>c 県への連絡 避難の指示及び解除を行った場合は、市は、その旨を県に速やかに連絡し、今後の応援協力体制を整える。</p> <p>d その他関係機関への連絡 避難の指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に速やかに連絡し、現場での情報混乱を防</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考								
	<p>止する。</p> <p>(2) 避難路の選定 市は、避難所の指定に合わせ、市街地や集落地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備し、確保する。沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域についても、避難路の選定・整備を図る。 また、住民に対し、自宅から避難路を経て避難場所へ到達する道のりを、住民自らの足で確認し、危険箇所や狭隘箇所がないか平素から確認しておくよう、防災訓練、広報紙等を通じて周知する。 また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。 ア 避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有するもの イ 避難路は、相互に交差しないもの ウ 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないもの エ 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定 オ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して検討</p> <p>(3) 避難指示等の基準の習熟 ア 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備 市は、災害時において、防災関係機関及び自主防災組織などとの連携を図り、円滑かつ迅速な避難誘導體制の整備を図る。 避難勧告又は避難指示は、次の基準に基づき実施する。</p> <table border="1" data-bbox="479 970 1648 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="479 970 584 1034">種別</th> <th data-bbox="584 970 1151 1034">基 準</th> <th data-bbox="1151 970 1395 1034">伝達内容</th> <th data-bbox="1395 970 1648 1034">伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	基 準	伝達内容	伝達方法					<p>令和3年度防本にた 年災基画 計沿っ 変更 所</p> <p>令和3年度防本にた 年災基画 計沿っ 変更 所</p>
種別	基 準	伝達内容	伝達方法							

該当頁 (修正 版)	修正版				改訂の 根拠・ 備考	
		<p style="text-align: center;">避 難 指 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暴風警報が発表され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 ○土砂災害警戒情報の発表又は土砂キキクルで「危険（紫）」が出現し、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まり、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合土砂災害警戒情報の発表や、土砂災害の発生が予想される、又は災害が発生し警戒区域の拡大が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 ○洪水警報が発表されている状況で、さらに大雨が降り続き、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現し、浸水や道路の冠水が発生し生命及び身体に危険が差し迫ってきた場合大雨警報（浸水害）や洪水警報が発表され、浸水や道路の冠水が発生し生命及び身体に危険が差し迫ってきた場合 ○高潮警報の発表又は高潮特別警報が発表され、高潮による災害発生が差し迫ってきた場合高潮警報が発表され、高潮による災害発生が差し迫ってきた場合 ○土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ○土砂災害警戒情報が発表され、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まった場合 ○警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、危険が差し迫ってきた場合 ○津波警報等が発表され、避難すべき区域で津波により生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 <p>【避難を必要とする状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 火災が拡大するおそれがあるとき。 (イ) 危険物等の爆発のおそれがあるとき。 (ウ) ガス、毒劇物等の流出拡散により周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。 	<p>指示勧告者 避難理由 避難対処地域 避難先 その他必要事項</p>	<p>広報車 職員等による口頭 報道機関 防災行政無線</p>		<p>令和3 年度基本 計画に 沿った 変更 箇所</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考															
	<p>(エ) がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が迫っているとき。 (オ) 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険と認められるとき。 (カ) 河川構造物等が被害を受け浸水の危険があるとき。 (キ) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。</p> <p>【避難の指示の対象者】 避難の勧告又は指示の対象者は、居住者、来訪者等を含めて、避難を要すると認められる区域にいる全ての者を対象とする。 避難の勧告又は指示の内容は、次の事柄を明示して実施する。 (ア) 避難対象地域（地区名、町丁名、施設名等） (イ) 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称） (ウ) 避難指示の理由（避難要因、避難に要する時間等） (エ）その他必要な事項（携行品、要配慮者優先避難等）</p> <p>イ 避難の指示勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備 避難の勧告又は指示を発する権限のあるものは、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="488 842 1657 1337"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>勧告・指示を行う要件</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>・住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、勧告又は指示を行う。</td> <td>災害対策基本法第 60 条</td> </tr> <tr> <td>警察官 海上保安官</td> <td>・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</td> <td>災害対策基本法第 61 条、</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。</td> <td>警察官職務執行法第 4 条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。</td> <td>自衛隊法第 94 条</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	勧告・指示を行う要件	根拠法	市長	・住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、 勧告又は指示 を行う。	災害対策基本法第 60 条	警察官 海上保安官	・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。	災害対策基本法第 61 条、	警察官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官職務執行法第 4 条	自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第 94 条	<p style="text-align: right;">防災危機管理</p>
実施責任者	勧告・指示を行う要件	根拠法															
市長	・住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、 勧告又は指示 を行う。	災害対策基本法第 60 条															
警察官 海上保安官	・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。	災害対策基本法第 61 条、															
警察官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官職務執行法第 4 条															
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第 94 条															

該当頁 (修正 版)	修正版			改訂の 根拠・ 備考
	消 防 職 員	・消防長又は消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認められるとき。	消防法第 23 条の 2	課による独自修正
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第 22 条		
<p>ウ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成</p> <p>エ 避難経路の点検及びマップの作成 避難経路及び避難場所については、ハザードマップの周知を図るとともに、防災訓練など日頃からの周知・点検対策を行い、必要に応じて避難施設や避難路の見直しを行い、市民防災マップを提供する。</p> <p>オ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）</p> <p>(4) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策 ア 避難計画の作成 イ 避難誘導體制の整備</p> <p>(5) 避難場所の整備等 ア 避難所の指定、整備 市は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。 (ア) 避難所は、公立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。 (イ) 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。 (ウ) 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。 (エ) 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を定しておくものとする。 (オ) 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。 (カ) 避難所の予定施設においては、高齢者、観光客、妊婦等の避難者を考慮して、学校施設内における教</p>				

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>室等の割り振りをあらかじめ計画しておくとともに、立ち入り禁止区域等についても指定するものとする。</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等</p> <p>(7) 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。</p> <p>(イ) 市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないものとする。</p> <p>(ウ) 市長は、住民等の円滑な避難のための立ち退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知されるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。</p>	
1-79	<p>2 津波避難体制等の整備</p> <p>石垣市では、「八重山地震津波等（明和の大津波）」により未曾有の被害をもたらした歴史的教訓を風化させることなく、住民一人ひとりが津波災害についての防災意識を高めるとともに、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。</p> <p>(1) 津波避難計画の策定・推進</p> <p>ア 市における対策</p> <p>県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成 14 年 3 月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）に基づき、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項について定めた沖縄県津波避難計画策定指針を策定しており、本市においては、これらの指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等や「津波防災マニュアル」（平成 25 年 3 月八重山地方防災連絡会）を基に、本市の実情に応じた実践的な津波避難計画を速やかに策定するように努め、住民等への周知を図る。</p> <p>なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。</p> <p>さらに、令和 3 年より避難勧告が廃止され、避難指示へと一本化されたことに伴い、上記津波防災マニ</p>	<p>県計画の表現 変更に伴う修正</p> <p>令和 3 年度防</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>マニュアルの改定を進めるものとする。</p> <p>イ 津波避難計画の項目（案）</p> <p>(ア) 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）</p> <p>(イ) 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等</p> <p>(ウ) 避難困難地区・人口等</p> <p>(エ) 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等</p> <p>(オ) 職員の参集基準等の初動体制</p> <p>(カ) 避難指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等</p> <p>(キ) 津波対策の教育及び啓発</p> <p>(ク) 避難訓練</p> <p>(ケ) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項</p> <p>ウ 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者 観光・宿泊施設、交通施設(空港、フェリー・バス等のターミナル等)、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。</p> <p>エ 避難計画の留意点</p> <p>(ア) 徒歩避難の原則</p> <p>津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。</p> <p>ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。</p> <p>(イ) 消防防災関係職員等の避難原則</p> <p>消防職員、消防団員（水防団員）警察官、市職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めるものとする。</p>	<p>災基本 計画に 沿った 変更箇 所</p> <p>令和3 年度防 災基本 計画に 沿った 変更箇 所</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(2) 津波の危険性に関する啓発 津波については、個々人の避難行動が重要であることから、市は、自らが調査あるいは保有している津波の危険性に関するデータを住民に公表し、関係機関の協力を得て、津波危険に関する啓発や「石垣市民防災の日」条例に基づく防災意識の高揚の促進を図る。あわせて、津波の危険性や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等について、住民及び船舶等に対し、広く啓発するものとする。</p> <p>ア 市における対策</p> <p>(ア) 市は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 津波浸水想定区域（想定限界や不確実性含む） b 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む） c 過去の津波災害事例や教訓（1771年「八重山地震津波（明和の大津波）等）」 d 津波の特性（波の押し・引き、遠地震等） <p>(イ) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 学校、幼稚園、保育所、認定こども園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育 b 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会 c 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会 d 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会 e 津波警報・避難指示等の意味合いや、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の意味 e 広報誌 f 防災訓練 g 津波警報時の等のビーチ等でのフラッグの掲揚に関する周知の促進 h 防災マップ（津波ハザードマップ） i 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める） j 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示 <p>イ 広報・教育・訓練の強化</p> <p>(ア) 津波ハザードマップの普及促進</p>	<p>消防団員が水防団員も兼ねているため</p> <p>令和3年度防災基本計画に沿った</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>市の津波ハザードマップの普及を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。</p> <p>(イ) 津波避難訓練の実施 市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。</p> <p>(ウ) 津波防災教育の推進 市及び県は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会や「石垣市民防災の日」条例に基づく防災意識の高揚促進への取り組みを定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の津波防災への理解、向上に努める。</p> <p>(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備 本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。</p> <p>ア 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備 市は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。 市及び県は、地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。 また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-アラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、IP告知放送、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）及び携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。</p> <p>イ 監視警戒体制等の整備 津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備に努める。</p> <p>ウ 避難ルート及び避難ビルの整備等 (ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し 津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。</p>	<p>変更箇所</p> <p>令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号減灯等を想定し、渋滞や事故を発生させないように努める。</p> <p>(イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置 観光客等、現地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。</p> <p>(ウ) 津波避難ビルの整備等 津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。 これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。 なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。 市は、所有者の協力を得て、津波危険予想区域内の建築物について、立地等を勘案し、津波発生時の一時避難ビルとして活用できるよう協定の締結の拡充を図る。 〔資料編 3-5 津波避難ビル（一時避難）一覧 参照〕</p> <p>(エ) 津波避難場所の指定・整備 津波避難場所は、原則海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。 また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。 やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。 また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、住民への周知と理解を促進する。。なお、津波浸水域にあり5階以上を避難場所としている施設については、時間的猶予がある場合は、浸水区域外にある施設まで避難することを推奨する。</p> <p>(オ) 津波避難困難地域の解消 市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。</p> <p>エ その他 水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを</p>	<p>防災危機管理課による独自修正</p>

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。</p> <p>(4) 津波災害警戒区域の指定等 津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について検討し、必要な措置を講ずる。 なお、津波災害警戒区域の県知事により指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。</p> <p>ア 当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。</p> <p>イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を定める。</p> <p>ウ 津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。</p> <p>エ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。</p>	
1-82	<p>5 津波防災マニュアルの修正 市は、「津波防災マニュアル」（平成 25 年 3 月 8 重山地方防災連絡会作成）について、関係機関と協力し、津波浸水予測等に検討を加え、修正を図る。</p>	
1-82	<p style="text-align: center;">第 6 節 孤立化等に対する防災体制の強化</p> <p>災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、地域住民の生活に大きな影響を与える。</p> <p>本市は、離島という地理的な条件により、台風の発生時において島全体が孤立することがあるだけでなく、地震・津波により生命線となる港湾、漁港、空港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想される。</p> <p>また、大津波から避難できない事態も予想される。このような本市の地理的特性や防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。</p>	

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
1-82	<p>1 孤立化等に強い施設整備</p> <p>(1) 港湾・漁港対策 港湾管理者及び漁港管理者は、孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。</p> <p>(2) 空港対策 空港管理者等は、空港について施設の耐震性や耐浪性等の確保を推進する。また、施設の応急復旧や消防活動等を速やかに実施する体制等の整備を推進する。</p> <p>(3) 道路対策 道路管理者は、重要な港湾、空港及び漁港や中山間部の孤立予想地域と災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。 また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。</p> <p>(4) 通信施設対策 市、県及び通信事業者は、孤立化が予想される地区について所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を推進する。</p>	
1-83	<p>2 孤立化等に強い人づくり</p> <p>(1) 孤立想定訓練 市は、孤立危険地域について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。</p> <p>(2) 知識の普及 市は、孤立危険地域では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でのしぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について7日分以上の備蓄を促進する。</p> <p>(3) 自主防災組織の育成 孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処</p>	令和3 年度防 災基本 計画に 沿った 変更箇 所

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>きるよう、自主防災組織カバー率 100%を目指す。 このため、市は県と連携して男女共同参画の視点を取り入れた自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を支援する。</p> <p>3 地震・津波災害応急対策活動の準備</p> <p>(1) 離島への応援体制の強化 県は、地震・津波の被害想定による被災パターンを踏まえて、本島からの応援や離島相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。</p> <p>(2) 備蓄拠点の確保等 市及び県は、孤立地域等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、地域ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。</p> <p>(3) 臨時ヘリポートの確保 孤立危険地域ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。</p>	
1-83	<p>4 津波避難体制の整備</p> <p>(1) 津波に対する啓発 「石垣市民防災の日」条例に基づき、過去に本市に大被害をもたらした八重山地震津波（明和の大津波）等の教訓の伝承を推進する。</p> <p>(2) 津波警戒避難体制・手段の整備 津波避難困難地区においては、津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。</p>	
1-84	<p>第7節 道路・航空機事故災害予防計画</p>	風水害 対策編 より移 動
1-84	<p>1 道路事故災害予防 (1) 危険箇所の点検・補修</p>	風水害 対策編

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。</p> <p>(2) 体制・資機材の整備等 道路管理者及び警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。</p>	より移動
1-84	<p>2 航空機事故災害予防</p> <p>(1) 対策資機材等の整備 空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。</p> <p>(2) 協力・応援体制の整備 空港管理者、警察及び消防機関等は、航空機の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。</p> <p>(3) 防災訓練 空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。</p>	風水害対策編より移動
1-84	第8節 海上災害予防計画	
1-84	<p>1 航行の安全確保等</p> <p>(1) 石垣海上保安部は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。 また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。</p> <p>(2) 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体 汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。</p>	
1-84	2 災害応急対策への備え	風水害

該当頁 (修正 版)	修正版	改訂の 根拠・ 備考
	<p>(1) 情報連絡体制の整備 石垣海上保安部、県及び市は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。</p> <p>(2) 消防、救助体制の整備 警察及び市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。 また、市及び市（消防本部）は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。</p> <p>(3) 油防除作業体制の整備 市及び県は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。</p> <p>(4) 訓練等 石垣海上保安部等、沖縄総合事務局、県及び市等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。</p>	<p>対策編 より移 動</p>

石垣市地域防災計画 令和4年度修正 新旧対照表 <<第2編 地震・津波編>>

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<<第2編 地震・津波編>>			
第2章 災害応急対策計画	2-1	第1章 災害応急対策計画	県計画の構成変更に伴う修正
第1節 組織計画 1 石垣市災害対策本部の組織 (1) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は副市長、消防長、総務部長をもって充てる。 (中略) (4) 本部に本部会議を置く。本部会議は市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長、企画部長消防長、総務部長）、本部員（部長等）及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。	2-1	第1節 組織計画 1 石垣市災害対策本部の組織 (1) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は副市長、 企画部長 、総務部長をもって充てる。 (中略) (4) 本部に本部会議を置く。本部会議は市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長、 企画部長 、総務部長）、本部員（部長等）及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。	
2 市災害対策本部の設置 (2) 石垣市災害対策本部会議の開催 (中略) ・避難の勧告・指示・警戒区域の指定に関すること	2-1	2 市災害対策本部の設置 (2) 石垣市災害対策本部会議の開催 (中略) ・避難の指示・警戒区域の指定に関すること	
3 市災害対策本部の設置場所 市災害対策本部は、市役所庁舎内に設置する。津波警報、大津波警報発表時や災害により市役所庁舎が使用できない場合は、石垣市総合体育館に設置する。	2-2	3 市災害対策本部の設置場所 市災害対策本部は、市役所庁舎内に設置する。津波警報、大津波警報発表時や災害により市役所庁舎が使用できない場合は、石垣市総合体育館に設置する。 また、竹富町や自衛隊等各防災関係機関よるリエゾン等の派遣が想定される場合は、必要なスペースを考慮して市役所2階大会議室に設置する。	防災危機管理課による独自修正
第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画 1 緊急地震速報	2-6	第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画 1 緊急地震速報	県計画 R3 修正に沿った修正（緊急地震速報）

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、（緊急地震速報で用いる区域）緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する必要がある。</p>		<p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動3が予想される地域に対し、（緊急地震速報で用いる区域）緊急地震速報（警報）を発表する。また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上、長周期地震動階級1以上を予想したとき、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがあることに留意する必要がある。</p>	<p>等に関する記述の詳細化)</p> <p>緊急地震速報の発表条件が、令和5年2月1日から変更となるため。</p>
<p>2 地震情報等の種類及び発表基準 （表中） 【中略】 ○管内地震活動図及び週間地震概況 地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</p>	2-6	<p>2 地震情報等の種類及び発表基準 （表中） 【中略】 ○管内地震活動図及び週間地震概況 地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料（週間地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表している。</p>	<p>県計画 R3 修正に沿った修正（表中項目の変更）</p>
<p>5 津波警報等の種類及び発表基準 【中略】 (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報 地震が発生した時は地震の規模や位置を即</p>	2-12	<p>5 津波警報等の種類及び発表基準 【中略】 (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報 地震が発生した時は地震の規模や位置を速</p>	

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模をもとに、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p>		<p>やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度良く地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>	
<p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（表中）</p>	2-13	<p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（表中）</p>	
<p>※津波警報等の留意事項等 ○沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ○津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。 ○津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、</p>	2-13	<p>※津波警報等の留意事項等 ○沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ○津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 ○津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに</p>	

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
津波の高さが津波注意報の発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。		高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。	
(2) 津波情報 津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。	2-14	(2) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。	
津波情報の種類 （表中）	2-14	津波情報の種類 （表中）	
（※1）津波観測に関する情報の発表内容について	2-14	（※1）この情報が発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 （※2）津波観測に関する情報の発表内容について	
○沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 ○最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	2-14	○沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ○最大波の観測値については、大津波警報又は津波情報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	
最大波の観測値の発表内容 （表中） （※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について	2-14	沿岸で観測された津波の最大波の発表内容 （表中） （※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について	
○沖合で観測された津波の第一波の観測時刻	2-14	○沖合で観測された津波の第1波の観測時刻	

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>と押し引き、その時点における 最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及び これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>○最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり 沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>○ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</p>		<p>と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>	
<p>最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点） （表中）</p>	2-15	<p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容 （表中）</p> <p>（注）沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>	
<p>※津波情報の留意事項等 ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p>	2-15	<p>※津波情報の留意事項等 ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p>	

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
○津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。		○津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	
津波予報の発表基準と発表内容 （表中）	2-15	津波予報の発表基準と発表内容 （表中）	
地震情報及び津波警報等の伝達系統図 （図中）	2-17	地震情報及び津波警報等の伝達系統図 （図中） ※また、上記の伝達方法以外に、海水浴場等の海岸においては、津波フラッグを用いて視覚的な方法により伝達する。	要確認 図の変更 防災危機管理課による独自修正
7 近地地震津波に対する自衛処置 市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、八重山警察署、石垣海上保安部、及び消防機関等に連絡するとともに、市の防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう勧告・指示する。	2-17	7 近地地震津波に対する自衛処置 市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、八重山警察署、石垣海上保安部、及び消防機関等に連絡するとともに、市の防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう指示する。	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
第4節 災害状況等の収集・伝達計画 2 災害状況の収集報告 (1) 災害情報の種類 市及び県は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。 なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。 ・人的被害、住家被害及び火災に関する情報 ・避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況 （中略）	2-20	第4節 災害状況等の収集・伝達計画 2 災害状況の収集報告 (1) 災害情報の種類 市及び県は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。 なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。 ・人的被害、住家被害及び火災に関する情報 ・避難の指示の状況並びに警戒区域の指定状況 （中略）	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>(2) 市による情報の収集 ウ 住民等からの通報 住民等からの通報、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。</p>		<p>(2) 市による情報の収集 ウ 住民等からの通報 住民等からの通報、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。 エ 無人航空機及び防災定点カメラによる情報 発災直後に無人航空機（ドローン）及び防災定点カメラにより収集された情報（主に映像情報）を把握する。これに伴い、防災定点カメラの設置を推進する。</p>	<p>防災危機管理課による独自修正</p>
<p>第5節 災害広報計画 3 広報活動 市は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>（中略） ウ 住民に対する広報の方法 収集した災害の情報及び応急対策等住民に通知すべき広報事項は、その内容に応じて次の方法により行う。 （ア）広報の方法 ① 石垣市防災行政無線により住民向け広報を実施 ② 報道機関を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等により実施 ③ 広報車により実施 ④ 写真、ポスター等の掲示により実施 ⑤ インターネット（ホームページ・メール・ソーシャルネッ</p>	2-24	<p>第5節 災害広報計画 3 広報活動 市は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>（中略） ウ 住民に対する広報の方法 収集した災害の情報及び応急対策等住民に通知すべき広報事項は、その内容に応じて次の方法により行う。 （ア）広報の方法 ① 石垣市防災行政無線により住民向け広報を実施 ② 報道機関を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等により実施 ③ 広報車により実施 ④ 写真、ポスター等の掲示により実施 ⑤ インターネット（ホームページ・メール・ソーシャルネッ</p>	<p>令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所</p> <p>防災危機管理課による独自修正</p>

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>ワーキングサービス等）により実施 ⑥ 各自治公民館の放送施設により実施</p>		<p>ワーキングサービス等）により実施 ⑥ 各自治公民館の放送施設により実施 ⑦ 緊急告知防災ラジオによる告知</p>	
<p>第8節 避難計画 1 実施責任者 地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。 ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。 なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。 また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 （中略） （1） 避難準備情報の提供 （表中） （2） 避難の勧告 （表中） （3） 避難の指示 （表中） （4） 警戒区域の設定 （表中） （5） 警戒区域の設定 避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備情報の発令者及び警戒区域の設定者が</p>	2-30	<p>第8節 避難計画 1 実施責任者 地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するための高齢者等避難、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。 ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。 なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。 また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 （中略） （1） 高齢者等避難 （表中） （2） 避難の指示 （表中） （3） 警戒区域の設定 （表中） （4） 警戒区域の設定 避難所への誘導は、避難の指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。 （5） 避難所の開設及び収容保護</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
行うものとする。 (6) 避難所の開設及び収容保護			
2 避難勧告等の運用 (1) 避難勧告等の種類 (表中)	2-32	2 避難指示等の運用 (1) 避難指示等の種類 (表中)	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
(2) 避難勧告等の基準 避難勧告及び警戒区域の設定の基準は、災害の種類、地域等により異なるがおおむね次のとおりとする。 ア 避難準備（要援護者避難）情報基準 (表中) イ 避難勧告基準 (表中)	2-32	(2) 避難指示等の基準 避難指示及び警戒区域の設定の基準は、災害の種類、地域等により異なるがおおむね次のとおりとする。 ア 高齢者等避難基準 (表中) イ 避難指示基準 (表中)	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
(3) 避難の勧告及び指示の方法 避難勧告・指示者、警戒区域の設定者は、次の方法等によってその発した勧告・指示、警戒区域の設定を迅速に住民に徹底するよう努める。	2-33	(3) 避難指示の方法 避難指示者、警戒区域の設定者は、次の方法等によってその発した指示、警戒区域の設定を迅速に住民に徹底するよう努める。	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
(6) 放送を活用した避難指示等情報の伝達 市及び県は、市長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。	2-33	(6) 放送を活用した避難指示等情報の伝達 市及び県は、市長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
(7) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 市は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）（内閣府）及び「風水害を対象とした避難勧告等判断伝達マニュアル」（平成26年11月）（沖縄県）を踏まえた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努める。	2-34	(7) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 市は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）（内閣府）及び「風水害を対象とした避難勧告等判断伝達マニュアル」（平成26年11月）（沖縄県）を踏まえた「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努める。	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所 ガイドラインの改訂にあわせた変更

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>6 避難所の運営管理 (4) 指定避難所 地域別の指定避難所は、〔資料編 3-1～3-3〕のとおりとする。 なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更又は新たに設置する。この場合、その旨住民に周知を図る。大規模な災害により避難所が不足する場合は、県管理に所属する施設又は大型船舶等の一時使用を県に要請する。</p>	2-35	<p>6 避難所の運営管理 (4) 指定避難所 地域別の指定避難所は、〔資料編 3-1～3-3〕のとおりとする。 なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更又は新たに設置する。また、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。この場合、その旨住民に周知を図る。大規模な災害により避難所が不足する場合は、県管理に所属する施設又は大型船舶等の一時使用を県に要請するほか、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
<p>(7) 避難所の環境 オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。</p>	2-35	<p>(7) 避難所の環境 オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 カ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 キ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
		<p>ク 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。</p> <p>ケ 避難所においては、高齢者、観光客、妊婦等の避難者を考慮して、学校施設内における教室等の割り振りを行い、立ち入り禁止区域等についても指定する。</p>	<p>防災危機管理課による独自修正</p>
<p>第2款 津波避難計画 津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。 なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款避難の原則」によるものとする。</p> <p>1 実施責任者 津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告・指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1実施責任者」のとおりとする。</p> <p>2 避難勧告・指示等の発令 避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2避難勧告・指示等の運用」のとおりとする。 市は、津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。</p>	<p>2-37</p>	<p>第2款 津波避難計画 津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。 なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款避難の原則」によるものとする。</p> <p>1 実施責任者 津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1実施責任者」のとおりとする。</p> <p>2 避難指示等の発令 避難指示等の運用については、第1款の「2避難指示等の運用」のとおりとする。 市は、津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。 (中略)</p>	<p>令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所</p>

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>（中略）</p> <p>(3) 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p>		<p>(3) 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話等のあらゆる手段の活用を図る。</p>	
<p>第3款 広域一時滞在</p> <p>1 広域一時滞在の協議等</p> <p>(1) 他市町村への協議</p> <p>市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に直接協議する。</p>	2-38	<p>第3款 広域一時滞在</p> <p>1 広域一時滞在の協議等</p> <p>(1) 他市町村への協議</p> <p>市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に直接協議する。</p> <p>また、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する際には、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
<p>第9節 観光客等対策計画</p> <p>1 実施責任者</p> <p>観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。</p> <p>なお、避難計画の基本的な事項は「第8節避難計画」のとおりである。</p>	2-39	<p>第9節 観光客等対策計画</p> <p>1 実施責任者</p> <p>観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。</p> <p>なお、避難計画の基本的な事項は「第8節避難計画」のとおりである。また、避難を含めた観光危機全般への対応については、石垣市観光危機管理計画に基づき、適切に実施するものとする。</p>	防災危機管理課による独自修正
<p>第10節 要配慮者対策計画</p> <p>3 在宅で介護を必要とする住民の安全確保</p> <p>（中略）</p> <p>(1) 災害時要支援者避難支援計画</p>	2-40	<p>第10節 要配慮者対策計画</p> <p>3 在宅で介護を必要とする住民の安全確保</p> <p>（中略）</p> <p>(1) 災害時要支援者避難支援計画</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

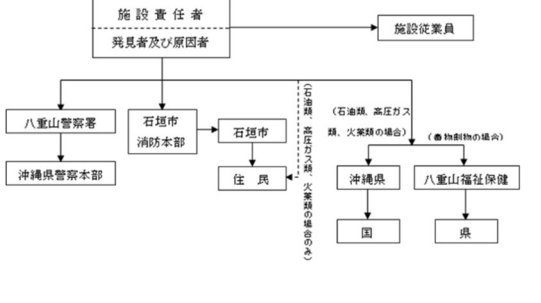
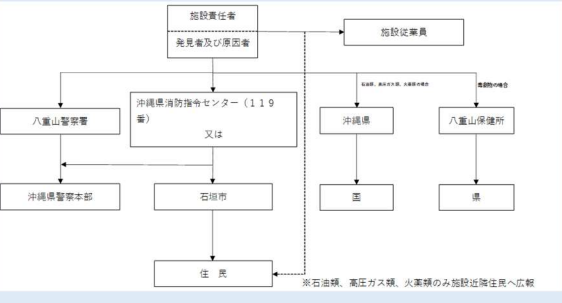
現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>（中略）</p> <p>ア 避難行動要支援者情報の収集・共有 在宅の要支援者を把握するため、下記方式を活用し、情報・収集に努め、個別の避難支援プランの策定及び避難支援体制の整備に努める。</p> <p>（中略）</p> <p>イ 要支援者の個別避難プラン・支援体制 要支援者登録台帳に基づき、要支援者個別の避難支援プラン作成し、近隣の支援者や民生委員、自治公民館、自主防災組織、社会福祉協議会等の支援団体との情報共有を図り、平常時からの見守り活動や防災意識の啓発をはじめ、災害時における避難誘導や救助活動など支援体制を構築する。</p> <p>（中略）</p> <p>4 社会福祉施設等における安全確保 社会福祉施設や幼稚園、保育所には、寝たきり高齢者や身体の不自由な高齢者、身体障がい者、知的障がい及び精神障がい者の児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所しているため、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。</p>		<p>（中略）</p> <p>ア 避難行動要支援者情報の収集・共有 在宅の要支援者を把握するため、下記方式を活用し、情報・収集に努め、個別の避難支援プラン（個別避難計画）の策定及び避難支援体制の整備に努める。</p> <p>（中略）</p> <p>イ 要支援者の個別避難プラン・支援体制 要支援者登録台帳に基づき、要支援者個別の避難支援プラン（個別避難計画）を作成し、近隣の支援者や民生委員、自治公民館、自主防災組織、社会福祉協議会等の支援団体との情報共有を図り、平常時からの見守り活動や防災意識の啓発をはじめ、災害時における避難誘導や救助活動など支援体制を構築する。</p> <p>（中略）</p> <p>4 社会福祉施設等における安全確保 社会福祉施設や幼稚園、保育所、認定こども園には、寝たきり高齢者や身体の不自由な高齢者、身体障がい者、知的障がい及び精神障がい者の児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所しているため、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。</p>	
<p>6 避難生活への支援 （中略） （新設）</p>	2-42	<p>6 避難生活への支援 （中略） （4）沖縄県災害派遣福祉チーム（DWAT おきなわ）の派遣要請・連携 また、市は必要に応じ、県に災害派遣福祉チーム（DWAT おきなわ）の派遣を依頼・連携することで、要配慮者に必要な支援の把握</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

現行版（修正前）	該当頁（修正版）	修正版	改訂の根拠
		（スクリーニング）や要配慮者への円滑な対応に努める。	
7 外国人への支援 市及び県は、本市に居住、来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語、文化、生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。	2-43	7 外国人への支援 市及び県は、本市に居住、来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語、文化、生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。 なお、総務省は、市等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
第11節 消防計画 3 火災の警戒 (3) 定期訓練 消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる態勢をとる。これらの出動は、サイレン及び電話連絡等をもって伝達する。	2-43	第11節 消防計画 3 火災の警戒 (3) 定期訓練 消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる態勢をとる。これらの出動は、電話およびEメール等をもって伝達する。	現状の伝達方法と相違があるため
第16節 災害救助法適用計画 1 実施責任者 救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市長は、県が行う救助を補助するものとする。	2-53	第16節 災害救助法適用計画 1 実施責任者 救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市長は、県が行う救助を補助するものとする。 知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
2 救助法の適用基準 救助法による救助は、市の被害が次のいずれ	2-53	2 救助法の適用基準 知事は、災害が発生する恐れがある段階	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
れかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市町村毎に行うものとする。		で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受ける恐れがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。 併せて、市の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市町村毎に行うものとする。	所
第 19 節 生活必需品供給計画 8 救援物資の受け入れ (3) 救援物資の受け入れ方法 県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。 ア 市のニーズを明確にし、必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。 イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。 ウ 広域輸送拠点での受け入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。 エ 市は、空港、港湾等の被害状況をふまえて、ヘリコプター又は船舶等の適切な手段での輸送を県に要請し、迅速に輸送する。	2-60	第 19 節 生活必需品供給計画 8 救援物資の受け入れ (3) 救援物資の受け入れ方法・体制 県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。 ア 市のニーズを明確にし、必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。 イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。 ウ 広域輸送拠点での受け入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。 エ 市は、空港、港湾等の被害状況をふまえて、ヘリコプター又は船舶等の適切な手段での輸送を県に要請し、迅速に輸送する。 オ 救援物資の受け入れ場所 救援物資の受け入れは、十分なスペースの確保が必要であることから、運動公園屋内練習場にて行う。	防災危機管理課による独自修正
第 21 節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画 3 行方不明者発見後の収容及び処理 【中略】 (2) 遺体の収容 捜索隊が発見した遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受けるものとし、又	2-64	第 21 節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画 3 行方不明者発見後の収容及び処理 【中略】 (2) 遺体の収容・安置 ア 市は、遺体を収容、一時安置するための公園及び学校等の施設を予め選定しておき、必要	

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
は警察官等から遺体の引渡を受けたときは、直ちに公民館及び学校等の遺体収容所に適切な場所に収容する。		<p>に応じ、遺体収容施設を設置する。</p> <p>イ 市は、発見された遺体を所管警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。</p> <p>ウ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、市が遺体を一時安置所に収容し、埋火葬の処置を行うまで保管管理を行う。</p>	
<p>4 遺体の処理 【中略】 (2) 実施方法 【中略】 イ 遺体の一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬等ができない場合において、遺体を特定の場所に集めて埋葬等の処理をとるまで一時保存する。 ウ 検索 発見された遺体は、死因及びその他について医学的検査をする エ 埋葬等 遺体の処理は埋葬等の実施と一致することを原則とする。</p>	2-65	<p>4 遺体の処理 【中略】 (2) 実施方法 イ 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄及び縫合並びに消毒等を実施する ウ 市は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配慮に努めるものとする。</p>	
<p>第 23 節 住宅応急対策計画 2 応急仮設住宅の設置 (2) 設置の方法 応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は市において必要資材の調達を行う。</p>	2-67	<p>第 23 節 住宅応急対策計画 2 応急仮設住宅の設置 (2) 設置の方法 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は市において必要資材の調達を行う。</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
<p>第 25 節 教育対策計画</p>	2-69	<p>第 25 節 教育・保育対策計画</p>	
<p>第 26 節 住宅応急対策計画 1 石油類</p>	2-70	<p>第 26 節 危険物等災害応急対策計画 1 石油類</p>	

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>(1) 危険物施設の責任者の役割 消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、市（消防本部）等の関係機関に通報するものとする。 （中略）</p> <p>2 高圧ガス類</p> <p>(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割 高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、市（消防本部）等関係機関に通報するものとする。険な状 （中略）</p> <p>3 火薬類</p> <p>(1) 火薬類保管施設責任者の役割 火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、市（消防本部）機関等の関係機関に通報するものとする。 （中略）</p> <p>4 毒物劇物</p> <p>(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割 毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、八重山保健所、市（消防本部）、八重山警察署等の関係機関に通報するものとする。 （中略）</p> <p>(5)</p>		<p>(1) 危険物施設の責任者の役割 消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関（119番）等及び関係機関に通報するものとする。 （中略）</p> <p>2 高圧ガス類</p> <p>(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割 高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関（119番）等及び関係機関に通報するものとする。険な状 （中略）</p> <p>3 火薬類</p> <p>(1) 火薬類保管施設責任者の役割 火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関（119番）等及び関係機関に通報するものとする。 （中略）</p> <p>4 毒物劇物</p> <p>(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割 毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関（119番）等及び八重山保健所、八重山警察署に通報するものとする。 （中略）</p> <p>(5)</p>	

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
 <p>施設責任者 発見者及び原因者</p> <p>施設従業者</p> <p>八重山警察署 沖縄県警察本部</p> <p>石垣市 消防本部</p> <p>石垣市 住民</p> <p>（石油類、高圧ガス類、火薬類の場合）</p> <p>（毒物劇物の場合）</p> <p>沖縄県 国</p> <p>八重山福祉保健 県</p> <p>（石油類、高圧ガス類、火薬類の場合のみ）</p>	2-81	 <p>施設責任者 発見者及び原因者</p> <p>施設従業者</p> <p>八重山警察署 沖縄県警察本部</p> <p>沖縄県消防指令センター（119番） 又は 石垣市</p> <p>住民</p> <p>沖縄県 国</p> <p>八重山保健所 県</p> <p>※石油類、高圧ガス類、火薬類のみ施設近隣住民へ広報</p>	
<p>第31節 公共土木施設応急対策計画 【中略】 2 施設の防護 (1) 道路施設 ア 市道 【中略】 (ア) 市長は、道路に被害が発生した場合は、直ちに以下の事項を八重山土木事務所長に報告する。</p>	2-81	<p>第31節 公共土木施設応急対策計画 【中略】 2 施設の防護 (1) 道路施設 ア 市道 【中略】 (ア) 市長は、道路に被害が発生した場合は、直ちに以下の事項を県道路管理課及び八重山土木事務所長に報告する。</p>	
<p>4 応急工事 【中略】 (2) 応急工事の実施 【中略】 ア 道路施設 (ア) 応急工事 被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。 ・ 排土作業又は盛土作業 ・ 仮舗装作業 ・ 障害物の除去 ・ 仮道、さん道、仮橋等の設備</p>	2-81	<p>4 応急工事 【中略】 (2) 応急工事の実施 【中略】 ア 道路施設 (ア) 応急工事 被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。 ・ 排土作業又は盛土作業 ・ 仮舗装作業 ・ 障害物の除去 ・ 路面及び橋梁段差の修正 ・ 仮道、さん道、仮橋等の設備</p>	

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
<p>第32節 ライフライン等施設応急対策計画 第1款 電力施設応急対策 地域における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。 【中略】 2 関係機関との協力体制 被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、電力施設復旧の処理に当たって大口需要家及び市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ 県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。</p>	2-82	<p>第32節 ライフライン等施設応急対策計画 第1款 電力施設応急対策 地域における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。 【中略】 2 関係機関との協力体制 被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、沖縄県があらかじめリスト化する重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。</p>	
<p>第3章 災害復旧・復興計画</p>	2-87	<p>第2章 災害復旧・復興計画</p>	
<p>第2節 被災者生活への支援計画 2 罹災証明書の発行 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p>	2-88	<p>第2節 被災者生活への支援計画 2 罹災証明書等の発行 市は、被災者に対して、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付するものとする。 なお、住家などの被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p>	令和元年度防災基本計画に沿った変更箇所

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠																																																																												
<table border="1"> <tr><td>(1) 実施主体</td><td>市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請</td></tr> <tr><td>(2) 対象災害</td><td>自然災害であり、災害救助法が適用された場合の災害とする。</td></tr> <tr><td>(3) 貸付対象</td><td>(2) により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者</td></tr> <tr><td>(4) 貸付限度額</td><td>350万円 被害の種類、程度により区分する ・世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ・家財の1/3以上の損害 150万円 ・住居の半壊 170万円 ・住居の全壊 250万円 ・住居全体の滅失又は流出 350万円</td></tr> <tr><td>(5) 所得制限</td><td> <table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>市民税における総所得金額</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</p> </td></tr> <tr><td>(6) 利率</td><td>年3%（据置期間中は無利子）</td></tr> <tr><td>(7) 据置期間</td><td>3年（特別の場合5年）</td></tr> <tr><td>(8) 償還期間</td><td>10年（据置期間を含む）</td></tr> <tr><td>(9) 償還方法</td><td>年賦又は半年賦</td></tr> <tr><td>(10) 貸付原資負担</td><td>国（2/3）、県（1/3）</td></tr> </table>	(1) 実施主体	市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請	(2) 対象災害	自然災害であり、災害救助法が適用された場合の災害とする。	(3) 貸付対象	(2) により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者	(4) 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分する ・世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ・家財の1/3以上の損害 150万円 ・住居の半壊 170万円 ・住居の全壊 250万円 ・住居全体の滅失又は流出 350万円	(5) 所得制限	<table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>市民税における総所得金額</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</p>	世帯人員	市民税における総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	(6) 利率	年3%（据置期間中は無利子）	(7) 据置期間	3年（特別の場合5年）	(8) 償還期間	10年（据置期間を含む）	(9) 償還方法	年賦又は半年賦	(10) 貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）	2-89	<table border="1"> <tr><td>(1) 実施主体</td><td>市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請</td></tr> <tr><td>(2) 対象災害</td><td>自然災害であり、災害救助法が適用された場合の災害とする。</td></tr> <tr><td>(3) 貸付対象</td><td>(2) により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者</td></tr> <tr><td>(4) 貸付限度額</td><td>350万円 被害の種類、程度により区分する <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>市民税における総所得金額</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> </div> <div> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</p> </div> </div> </td></tr> <tr><td>(5) 所得制限</td><td> <table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>市民税における総所得金額</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</p> </td></tr> <tr><td>(6) 利率</td><td>年3%（据置期間中は無利子）</td></tr> <tr><td>(7) 据置期間</td><td>3年（特別の場合5年）</td></tr> <tr><td>(8) 償還期間</td><td>10年（据置期間を含む）</td></tr> <tr><td>(9) 償還方法</td><td>年賦又は半年賦又は月賦</td></tr> <tr><td>(10) 貸付原資負担</td><td>国（2/3）、県（1/3）</td></tr> </table>	(1) 実施主体	市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請	(2) 対象災害	自然災害であり、災害救助法が適用された場合の災害とする。	(3) 貸付対象	(2) により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者	(4) 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分する <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>市民税における総所得金額</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> </div> <div> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</p> </div> </div>	世帯人員	市民税における総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	(5) 所得制限	<table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>市民税における総所得金額</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</p>	世帯人員	市民税における総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	(6) 利率	年3%（据置期間中は無利子）	(7) 据置期間	3年（特別の場合5年）	(8) 償還期間	10年（据置期間を含む）	(9) 償還方法	年賦又は半年賦又は月賦	(10) 貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）	
(1) 実施主体	市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請																																																																														
(2) 対象災害	自然災害であり、災害救助法が適用された場合の災害とする。																																																																														
(3) 貸付対象	(2) により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者																																																																														
(4) 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分する ・世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ・家財の1/3以上の損害 150万円 ・住居の半壊 170万円 ・住居の全壊 250万円 ・住居全体の滅失又は流出 350万円																																																																														
(5) 所得制限	<table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>市民税における総所得金額</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</p>	世帯人員	市民税における総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																																																		
世帯人員	市民税における総所得金額																																																																														
1人	220万円																																																																														
2人	430万円																																																																														
3人	620万円																																																																														
4人	730万円																																																																														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																																																														
(6) 利率	年3%（据置期間中は無利子）																																																																														
(7) 据置期間	3年（特別の場合5年）																																																																														
(8) 償還期間	10年（据置期間を含む）																																																																														
(9) 償還方法	年賦又は半年賦																																																																														
(10) 貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）																																																																														
(1) 実施主体	市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請																																																																														
(2) 対象災害	自然災害であり、災害救助法が適用された場合の災害とする。																																																																														
(3) 貸付対象	(2) により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者																																																																														
(4) 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分する <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>市民税における総所得金額</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> </div> <div> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</p> </div> </div>	世帯人員	市民税における総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																																																		
世帯人員	市民税における総所得金額																																																																														
1人	220万円																																																																														
2人	430万円																																																																														
3人	620万円																																																																														
4人	730万円																																																																														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																																																														
(5) 所得制限	<table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>市民税における総所得金額</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</p>	世帯人員	市民税における総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																																																		
世帯人員	市民税における総所得金額																																																																														
1人	220万円																																																																														
2人	430万円																																																																														
3人	620万円																																																																														
4人	730万円																																																																														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																																																														
(6) 利率	年3%（据置期間中は無利子）																																																																														
(7) 据置期間	3年（特別の場合5年）																																																																														
(8) 償還期間	10年（据置期間を含む）																																																																														
(9) 償還方法	年賦又は半年賦又は月賦																																																																														
(10) 貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）																																																																														
<p>10 被災者生活再建支援 市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。 対象は、市の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。</p>	2-91	<p>10 被災者生活再建支援 市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。 対象は、市の認定する全壊、半壊、大規模半壊及び中規模半壊と認定された世帯を原則とする。</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所																																																																												
<p>第4節 復興の基本方針等 3 防災まちづくり また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映さ</p>	2-93	<p>第4節 復興の基本方針等 3 防災まちづくり また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映さ</p>																																																																													

現行版（修正前）	該当頁 （修正版）	修正版	改訂の根拠
れるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。		れるよう環境整備にも努め、 適切な事業の実施 により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。	

石垣市地域防災計画 令和4年度修正 新旧対照表 <<第3編 風水害編>>

現行版（修正前）	該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠
<<第3編 災害応急対策>>			
第2章 災害応急対策計画 第3章 台風災害応急対策計画 第4章 災害復旧・復興計画	共通事項	第1章 災害応急対策計画 第2章 台風災害応急対策計画 第3章 災害復旧・復興計画	第1章の移動による章番号の変更
項目番号（カタカナ）	共通事項	項目番号（アラビア数字）	項目番号表記の変更
第2節 気象警報等の伝達計画 1 警報等の種類及び発表基準 （図中） 1 気象業務法に定める警報等 ア 気象注意報等 イ 気象警報等 ウ 気象特別警報等 エ 気象情報等 オ 地方海上警報	3-6	第2節 気象警報等の伝達計画 1 警報等の種類及び発表基準 （図中） 1 気象業務法に定める警報等 ア 気象注意報等 イ 気象警報等 ウ 気象特別警報等 エ 気象情報等 オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 カ 早期注意情報（警報級の可能性） キ 地方海上警報	
ウ 潮位に関する情報 潮位の変動による被害が発生するおそれがある場合や潮位の状態について解説等を行うことが有効である場合に発表する。 エ 地方海上警報 海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。 【中略】 (イ) 地方海上警報の種類と発表基準 （表中）	3-8	ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル（危険度分布）で色分けして表示される。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）では、特に「災害切迫（黒）」が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっております、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫又はすでに発生している可能性が高い状況である。	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

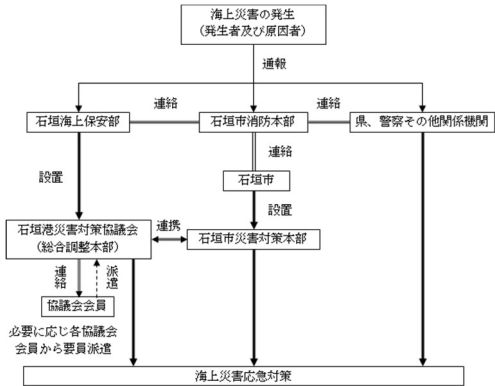
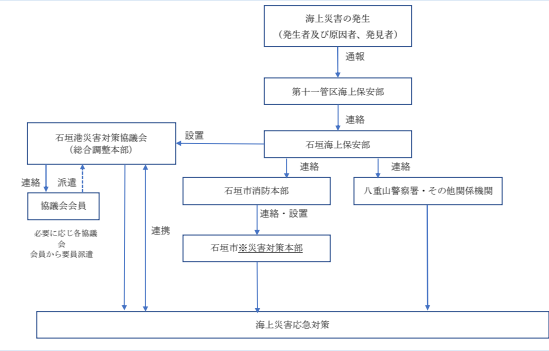
現行版（修正前）	該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠
		<p>内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域に避難指示等を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では、高齢者等避難の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警報の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられている。なお、キキクル（危険度分布）等の概要は次のとおりである。</p> <p>（表中）</p> <p>エ 早期注意情報（警報級の可能性） 警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石垣島地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（八重山地方など）で発表される。</p> <p>オ 潮位に関する情報 潮位の変動による被害が発生するおそれがある場合や潮位の状態について解説等を行うことが有効である場合に発表する。</p> <p>カ 地方海上警報 海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）があ</p>	

現行版（修正前）	該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠
		る場合、沖縄気象台が発表する。 【中略】 (1) 地方海上警報の種類と発表基準 （表中）	
(3) 消防法に定める火災警報等 イ 火災気象通報 県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、石垣島地方気象台が発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。	3-12	(3) 消防法に定める火災警報等 イ 火災気象通報 県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、石垣島地方気象台は 石垣市に火災気象通報を発表する。	
(6) 記録的短時間大雨情報 石垣島地方気象台は、市内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。 石垣市の発表基準は、1時間 120 ミリ以上を観測又は解析したときである。	3-13	(6) 記録的短時間大雨情報 石垣島地方気象台は、市内で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測） したり 、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析： 解析雨量 ）したときに発表する。 この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるため、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）で「危険」（紫）が出現している場合に発表するもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記している。 石垣市の発表基準は、1時間 120 ミリ以上を観測又は解析したときである。	
(7) 竜巻注意情報 石垣島地方気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、石垣島地方気象台が受け持つ予報区単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合	3-13	(7) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が 一次細分区域 単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示	

現行版（修正前）	該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠
<p>には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、石垣島地方気象台が受け持つ予報区単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>		<p>し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	
<p>2 警報等の発表及び解除等の発表機関 (表中)</p>	3-14	<p>2 警報等の発表及び解除等の発表機関 (表中)</p>	
<p>第3節 災害通信計画 気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編第2章「第3節災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p>	3-16	<p>第3節 災害通信計画 気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編第1章「第3節災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p>	
<p>第4節 災害状況等の収集・伝達計画 災害状況等の収集・報告は、地震・津波編第2章「第4節災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。 なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。 ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、県へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。 イ 市（消防本部）は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。 ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民</p>	3-16	<p>第4節 災害状況等の収集・伝達計画 災害状況等の収集・報告は、地震・津波編第1章「第4節災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。 なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。 1 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、県へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。 2 市（消防本部）は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。 3 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民</p>	

現行版（修正前）	該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠
<p>登録や外国人登録の有無に関わらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。</p>		<p>登録や外国人登録の有無に関わらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>4 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。</p>	
<p>第8節 避難計画 【中略】 第2款 風水害避難計画 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。 なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款避難の原則」によるものとする。 （表中） （中略） 2 避難勧告・指示等の発令 【中略】 （1）全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等をFMいしがき、登録メール及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。 （2）避難指示等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。</p>	3-17	<p>第8節 避難計画 【中略】 第2款 風水害避難計画 大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。 なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款避難の原則」によるものとする。 （表中） （中略） 2 避難指示等の発令 【中略】 （1）全国瞬時警報システム（J-アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等をFMいしがき、登録メール及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。 （2）避難指示等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。</p>	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所

現行版（修正前）	該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠
(3) 県、気象台、は、市から求めがあった場合、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 避難勧告等の意味合いと判断の目安 （表中）	3-18	(3) 県、気象台、は、市から求めがあった場合、避難 指示 等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 避難 指示 等の意味合いと判断の目安 （表中）	令和3年度防災基本計画に沿った変更箇所
第15節 交通輸送計画 【中略】 (1) 道路管理者及び警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。 県及び防災関係機関は特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市に伝達する。 (2) 八重山警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。	3-22	第15節 交通輸送計画 【中略】 1 道路管理者及び警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。 県及び防災関係機関は特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市に伝達する。 2 八重山警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。	項目番号表記の変更
第28節 海上災害応急対策計画 2 実施機関 (1) 第十一管区海上保安本部（石垣海上保安部、石垣空港基地） (2) 沖縄総合事務局（石垣港湾事務所） (3) 沖縄気象台（石垣地方気象台） (4) 陸上自衛隊（沖縄地方協力本部石垣出張所） (5) 沖縄県八重山土木事務所 (6) 八重山警察署 (7) 石垣市（総務部防災危機管理室、建設部港湾課） (8) 石垣市消防本部	3-23	第28節 海上災害応急対策計画 2 実施機関 (1) 第十一管区海上保安本部（石垣海上保安部、石垣 航空 基地） (2) 沖縄総合事務局（石垣港湾事務所） (3) 沖縄気象台（石垣地方気象台） (4) 陸上自衛隊（沖縄地方協力本部石垣出張所） (5) 沖縄県八重山土木事務所 (6) 八重山警察署 (7) 石垣市（総務部防災危機管理室、建設部港湾課） (8) 石垣市消防本部	

現行版（修正前）	該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠
(9) 県立八重山病院 (10) 事故関係企業等 (11) 指定海上防災機関 (12) その他関係機関及び団体		(9) 県立八重山病院 (10) 事故関係企業等 (11) 指定海上防災機関 (12) その他関係機関及び団体	
第28節 海上災害応急対策計画 3 海上災害発生時の通報系統 	3-24	第28節 海上災害応急対策計画 3 海上災害発生時の通報系統 	
第37節 道路事故災害応急対策計画 項目番号 (半角アラビア数字) 項目番号 カタカナ	3-30	第37節 道路事故災害応急対策計画 項目番号 全角アラビア数字 項目番号 (半角アラビア数字)	項目番号表記の変更
(4) 道路、橋梁等の応急措置 ア 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。	3-30	4 道路、橋梁等の応急措置 (1) 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、 障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正 、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。	
第3章 台風災害応急対策計画 第2節 台風災害事前対策	3-32	第2章 台風災害応急対策計画 第2節 台風災害事前対策	

現行版（修正前）	該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠																						
1 住民等への周知活動 （表中）		1 住民等への周知活動 （表中）																							
3 台風接近時の事前対策及び警戒活動に関する各課の事務分掌 <table border="1" data-bbox="282 424 851 1299"> <thead> <tr> <th data-bbox="282 424 434 459">部 課</th> <th data-bbox="434 424 851 459">事 前 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 459 434 587">総 務 部 総務課</td> <td data-bbox="434 459 851 587"> <ul style="list-style-type: none"> ・業務停止又は開始の調整及び連絡に関すること ・庁内サーバー等の台風対策（停電・漏水等）に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 587 434 1072">総 務 部 防災危機管理室</td> <td data-bbox="434 587 851 1072"> <ul style="list-style-type: none"> ・台風情報等及び気象情報の収集、伝達に関すること ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （防災行政無線、一斉メール、広報車） ・老朽危険家屋の台風対策の呼びかけ及び応急対策調整に関すること ・台風緊急避難所の開設・運営及び調整に関すること ・防災機関との連絡及び調整に関すること ・各部課間の連絡及び調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1072 434 1168">総 務 部 契約管財課</td> <td data-bbox="434 1072 851 1168"> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の保全対策に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1168 434 1299">企 画 部 企画政策課</td> <td data-bbox="434 1168 851 1299"> <ul style="list-style-type: none"> ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （ホームページ、SNS、広報車） </td> </tr> </tbody> </table>	部 課	事 前 対 策	総 務 部 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止又は開始の調整及び連絡に関すること ・庁内サーバー等の台風対策（停電・漏水等）に関すること 	総 務 部 防災危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報等及び気象情報の収集、伝達に関すること ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （防災行政無線、一斉メール、広報車） ・老朽危険家屋の台風対策の呼びかけ及び応急対策調整に関すること ・台風緊急避難所の開設・運営及び調整に関すること ・防災機関との連絡及び調整に関すること ・各部課間の連絡及び調整に関すること 	総 務 部 契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の保全対策に関すること 	企 画 部 企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （ホームページ、SNS、広報車） 	3-33	3 台風接近時の事前対策及び警戒活動に関する各課の事務分掌 <table border="1" data-bbox="1072 424 1644 1332"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 424 1225 459">部 課</th> <th data-bbox="1225 424 1644 459">事 前 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 459 1225 523">総 務 部 総務課</td> <td data-bbox="1225 459 1644 523"> <ul style="list-style-type: none"> ・業務停止又は開始の調整及び連絡に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 523 1225 1008">総 務 部 防災危機管理課</td> <td data-bbox="1225 523 1644 1008"> <ul style="list-style-type: none"> ・台風情報等及び気象情報の収集、伝達に関すること ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （防災行政無線、一斉メール、広報車） ・老朽危険家屋の台風対策の呼びかけ及び応急対策調整に関すること ・台風緊急避難所の開設・運営及び調整に関すること ・防災機関との連絡及び調整に関すること ・各部課間の連絡及び調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1008 1225 1104">総 務 部 契約管財課</td> <td data-bbox="1225 1008 1644 1104"> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の保全対策に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1104 1225 1232">企 画 部 企画政策課</td> <td data-bbox="1225 1104 1644 1232"> <ul style="list-style-type: none"> ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （ホームページ、SNS、広報車） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1232 1225 1332">企 画 部 観光文化課</td> <td data-bbox="1225 1232 1644 1332"> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客等への台風情報の提供や宿泊先の斡旋等に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部 課	事 前 対 策	総 務 部 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止又は開始の調整及び連絡に関すること 	総 務 部 防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報等及び気象情報の収集、伝達に関すること ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （防災行政無線、一斉メール、広報車） ・老朽危険家屋の台風対策の呼びかけ及び応急対策調整に関すること ・台風緊急避難所の開設・運営及び調整に関すること ・防災機関との連絡及び調整に関すること ・各部課間の連絡及び調整に関すること 	総 務 部 契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の保全対策に関すること 	企 画 部 企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （ホームページ、SNS、広報車） 	企 画 部 観光文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客等への台風情報の提供や宿泊先の斡旋等に関すること 	機構改革に伴う名称変更
部 課	事 前 対 策																								
総 務 部 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止又は開始の調整及び連絡に関すること ・庁内サーバー等の台風対策（停電・漏水等）に関すること 																								
総 務 部 防災危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報等及び気象情報の収集、伝達に関すること ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （防災行政無線、一斉メール、広報車） ・老朽危険家屋の台風対策の呼びかけ及び応急対策調整に関すること ・台風緊急避難所の開設・運営及び調整に関すること ・防災機関との連絡及び調整に関すること ・各部課間の連絡及び調整に関すること 																								
総 務 部 契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の保全対策に関すること 																								
企 画 部 企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （ホームページ、SNS、広報車） 																								
部 課	事 前 対 策																								
総 務 部 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止又は開始の調整及び連絡に関すること 																								
総 務 部 防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報等及び気象情報の収集、伝達に関すること ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （防災行政無線、一斉メール、広報車） ・老朽危険家屋の台風対策の呼びかけ及び応急対策調整に関すること ・台風緊急避難所の開設・運営及び調整に関すること ・防災機関との連絡及び調整に関すること ・各部課間の連絡及び調整に関すること 																								
総 務 部 契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の保全対策に関すること 																								
企 画 部 企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること （ホームページ、SNS、広報車） 																								
企 画 部 観光文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客等への台風情報の提供や宿泊先の斡旋等に関すること 																								

現行版（修正前）		該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠
観光文化 スポーツ 局 観光文化 課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客等への台風情報の提供や宿泊先の斡旋等に関すること ・観光客等の避難支援対策及び調整に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・観光客等の避難支援対策及び調整に関すること 	
市民保健 部 市民 生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・台風一時避難所（石垣市健康福祉センター）の運営及び調整に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・序内サーバー等の台風対策（停電・漏水等）に関すること 	
市民保健 部 石垣市健 康福祉セ ンター	<ul style="list-style-type: none"> ・台風一時避難所（石垣市健康福祉センター）の開設、閉鎖に関すること ・所管施設の台風対策に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・台風一時避難所（石垣市結い心センター）の開設、閉鎖に関すること ・所管施設の台風対策に関すること 	
市民保健 部 環境 課	<ul style="list-style-type: none"> ・台風前後のゴミ収集及び住民への広報業務に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・台風前後のゴミ収集及び住民への広報業務に関すること 	
福祉部 福祉総務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要配慮者（生活保護世帯）の巡視等及び必要に応じた避難支援に関すること ・福祉避難所の開設・運営及び調整に関すること ・台風一時避難所における要配慮者支援及び調整に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要配慮者（生活保護世帯）の巡視等及び必要に応じた避難支援に関すること ・福祉避難所の開設・運営及び調整に関すること ・台風一時避難所における要配慮者支援及び調整に関すること 	
福祉部 障がい福 祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要配慮者（障がい者の独居世帯など）への巡視等及び必要に応じた避難支援に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要配慮者（障がい者の独居世帯など）への巡視等及び必要に応じた避難支援に関すること 	
福祉部 介護長寿 課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要配慮者（高齢者の独居世帯等）の巡視等及び必要に応じた避難支援に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要配慮者（高齢者の独居世帯等）の巡視等及び必要に応じた避難支援に関すること 	

現行版（修正前）		該当頁 （現行版）	修正版		改訂の根拠
福祉部 児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の台風対策に関する こと ・公立保育所の休所、開所の調 整及び連絡に関すること 		福祉部 こども未 来局 こ ども家庭 課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の台風対策に関する こと 	
建設部 施設管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設、公園等の巡視 及び台風対策に関すること ・所管する道路の排水、倒木等、 その他危険個所の巡視及び応 急・復旧対策に関すること ・観光客等避難所の開設に関す ること（観光文化課との調整） 		福祉部 こども未 来局 子 育て支援 課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の台風対策に関する こと ・公立幼稚園、保育所、認定こ ども園の休園、開園の調整及び 連絡に関すること 	
建設部 港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾所管施設の巡視及び保全 対策に関すること 		建設部 施設管理 課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設、公園等の巡視 及び台風対策に関すること ・所管する道路の排水、倒木等、 その他危険個所の巡視及び応 急・復旧対策に関すること ・観光客等避難所の開設に関す ること（観光文化課との調整） 	
建設部 空港課	<ul style="list-style-type: none"> ・空港所管施設の保全対策に関 すること 		建設部 施設管理 課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設、公園等の巡視 及び台風対策に関すること ・所管する道路の排水、倒木等、 その他危険個所の巡視及び応 急・復旧対策に関すること ・観光客等避難所の開設に関す ること（観光文化課との調整） 	
農林水産 部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設、道路等の巡視 及び保全対策に関すること 		建設部 港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾所管施設の巡視及び保全 対策に関すること 	
教育委員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の臨時休校等の事 前調整に関すること ・学校施設等の台風対策に関す ること ・所管する施設の休館・開館等 の調整及び連絡に関すること ・緊急避難所の施設開設、閉設 の調整に関すること ・庁舎等の保全対策に関するこ と 		建設部 空港課	<ul style="list-style-type: none"> ・空港所管施設の保全対策に関 すること 	
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び所管施設の台風対策 に関すること 		農林水産 部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設、道路等の巡視 及び保全対策に関すること 	
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・救急、救助出動態勢の確保に 関すること 		教育委員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の臨時休校等の事 前調整に関すること ・学校施設等の台風対策に関す ること ・所管する施設の休館・開館等 の調整及び連絡に関すること ・緊急避難所の施設開設、閉設 の調整に関すること 	

現行版（修正前）		該当頁 （現行版）	修正版	改訂の根拠
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が予想される物件、看板、シャッター等の巡視及び指導に関する事 ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関する事 ・老朽危険家屋の台風対策呼びかけ及び応急対策に関する事 		<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の保全対策に関する事 	
各施設及び道路管理者等	所管する施設及び道路等の保全対策に関する事		水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び所管施設の台風対策に関する事
その他	その他の課においては、所管する施設等の台風対策を講じる		消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・救急、救助出動態勢の確保に関する事 ・被害が予想される物件、看板、シャッター等の巡視及び指導に関する事 ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関する事 ・老朽危険家屋の台風対策呼びかけ及び応急対策に関する事
4 台風時の避難所開設準備について 暴風警報発表に備え、石垣市健康福祉センターを一時避難所として受け入れ体制を整える。			各施設及び道路管理者等	所管する施設及び道路等の保全対策に関する事
			その他	その他の課においては、所管する施設等の台風対策を講じる
			4 台風時の避難所開設準備について 暴風警報発表に備え、石垣市健康福祉センター、 結い心センター を一時避難所として受け入れ体制を整える。	

現行版（修正前）				該当頁 （現行版）	修正版				改訂の根拠
第4節 暴風警報発表時の体制 1 市災害対策本部 第1 配備体制（警戒体制）				3-35	第3節 暴風警報発表時の体制 1 市災害対策本部 第1 配備体制（警戒体制）				
部等	課等	活動内容	配備要員	部等	課等	活動内容	配備要員		
総務部	総務課	災害対策本部要員及び情報収集・連絡等	1	総務部	総務課	災害対策本部要員及び情報収集・連絡等	1		
	防災危機管理室	災害対策本部要員及び情報収集・連絡等 防災関係機関との連絡調整 各部等との連絡調整	1 (必要人数)		防災危機管理課	災害対策本部要員及び情報収集・連絡等 防災関係機関との連絡調整 各部等との連絡調整	1 (必要人数)		
	契約管財課	庁舎の保安要員	2		契約管財課	庁舎の保安要員	2		
企画部	企画政策課	電話交換業務要員（時間外を除く）	1	企画部	企画政策課	電話交換業務要員（時間外を除く）	1		
観光文化・スポーツ交流課	観光文化課	観光客対応要員	必要人数		観光文化課	観光客対応要員	必要人数		
市民保健部	市民生活課、健康福祉センターほか	台風一時避難所開設、施設保安要員 台風一時避難所運営要員	2 必要人数	市民保健部	市民生活課、健康福祉センターほか	台風一時避難所開設、施設保安要員 台風一時避難所運営要員	2 必要人数		
福祉部	福祉総務課	福祉避難所開設、運営、	必要	福祉部	福祉総務課ほか	福祉避難所開設、運営、施設保安要員 台風一時避難所における避難行動要支援者への必要な支援等	必要要員		

現行版（修正前）				該当頁 （現行版）	修正版			改訂の根拠	
部	務課ほか	施設保安要員 台風一時避難所における避難行動要支援者への必要な支援等	要員		建設部	施設管理課	市道関係災害応急対策要員 観光客等避難所の開設要員	必要要員	
建設部	施設管理課	市道関係災害応急対策要員 観光客等避難所の開設要員	必要要員			港湾課	港湾所管施設保安要員	2	
	港湾課	港湾所管施設保安要員	2			空港課	空港所管施設保安要員	2	
	空港課	空港所管施設保安要員	2			消防本部	警報等の伝達及び救助活動要員	必要要員	
消防本部	警報等の伝達及び救助活動要員	必要要員		水道部		水道所管施設保安要員	必要人数		
水道部	水道所管施設保安要員	必要人数		教育委員会		庁舎の保安要員	2		
教育委員会	庁舎の保安要員	2							
第4章 災害復旧・復興計画 第4節 復興の基本方針等 復興計画やまちづくりは、地震・津波編第3章「第5節復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。				3-38		第3章 災害復旧・復興計画 第4節 復興の基本方針等 復興計画やまちづくりは、地震・津波編第2章「第4節復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。			章節番号の変更